

重要・要保存

# 政治団体の手引

千葉県選挙管理委員会

(令和7年12月改訂)

# は し が き

この手引は、政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項等の異動、解散等の諸届出手続き及び収支報告書の作成について記載例を示し説明したものです。

各種様式等は、千葉県選挙管理委員会のホームページに掲載していますので、ご利用ください。（<https://www.pref.chiba.lg.jp/senkan/seijidantai/teishutsu.html>）

また、総務省のホームページに掲載されている収支報告書作成ソフト等もご活用ください。（[https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji\\_s/index.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/index.html)）

なお、総務省が運営するオンラインシステムに登録している政治団体は、押印不要のオンライン提出が可能です。登録手続きの詳細は、以下をご確認ください。

URL：<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020201>

問合せ先：03-5500-7022（政治資金ヘルプデスク）



この手引の作成にあたって、「政治資金ハンドブック」（ぎょうせい）、「逐条解説政治資金規正法」（ぎょうせい）等を参照しています。

この手引が、政治団体の皆様の一助となれば幸いです。

千葉県選挙管理委員会

# 目 次

◎ 政治資金規正法の目的、理念	1
1 政治団体等の意義	2
2 政治団体の諸届出	4
3 政治団体届出様式及び記載例	8
4 会計責任者の職務	36
5 収支報告書の提出に関する概要	37
6 収入及び支出の分類	41
7 政治団体が有する資産等の公開	46
8 政治資金と税金の関係	48
9 収支報告書記載例	56

## (参考資料)

- ・政治資金規正法による寄附の制限 104
- ・政治団体（政党支部及びその他の政治団体）の届出書類等一覧 108

(注) 本書中、法律については次のように略称を用います。

- ・政治資金規正法第 22 条の 3 第 4 項 → 法 22 の 3④

## ◎ 政治資金規正法の目的、理念

(目的)

第一条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。

2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。

### 《この手引で使用する「公職の候補者」の説明》

この手引では、公職の候補者とは、公職選挙法第 86 条から第 86 条の 4 の規定により候補者として届出があった者、当該候補者となろうとする者（立候補を予定している者）及び公職にある者（現職の者）をいいます（法 3 条④）。

また、公職とは、公選法 3 条の規定により「衆議院議員、参議院議員並びに地方自治体の議員及び長（都道府県知事、都道府県議会の議員、特別区の区長、特別区議会の議員、市町村の長及び市町村議会の議員）」の職を指しています。

# 1 政治団体等の意義

## (1) 「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう（法 3①）

- ① 政治上の主義・施策の推進、支持、反対を本来の目的とする団体。例えば、〇〇党のような政党のほか、〇〇政治連盟等である。
- ② 特定の公職の候補者の推薦、支持、反対を本来の目的とする団体。
- ③ 上記①及び②に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体。

ア 政治上の主義・施策の推進、支持、反対

イ 特定の公職の候補者の推薦、支持、反対

（注）(1)③に該当する政治団体は、文化団体、労働団体あるいは経済団体のように、外見上は政治的目的を掲げていない団体であっても、事実上、政治活動が主たる部分を占めており、かつ、その活動を組織的、継続的に行っているような団体である。

したがって政治活動の態様が一時的であったり、従たる活動である団体は政治団体の範囲には含まれないこととなる。例えば、労働組合、文化団体、親睦団体等がたまたま選挙時において特定の公職の候補者を推薦し、支持するような場合には政治団体として扱われない。ただ、このような団体は、規正法上の政治団体には該当しないが、公職選挙法上は同法 201 条の 5 以下に規定する「政治活動を行う団体」に該当し、選挙時の政治活動が規制される場合もあることに留意する必要がある。

## ④ 次に掲げる団体は政治団体とみなす。（法 5、みなし政治団体）

ア 政治上の主義・施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの。

イ 政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党から総務大臣に届出がされているもの）。

## (2) 「政党」とは、上記の政治団体のうち次のいずれかに該当するものをいう（法 3②）

- ① 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を 5 人以上有するもの
- ② 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の 100 分の 2 以上であるもの

### (3) 政治団体の支部（法 18）

① 政治団体が支部を有する場合、原則として本部・支部は各々一つの政治団体とみなされる。したがって、支部にあっても届出、会計帳簿の備付け、記載、収支報告書の提出等を行わなければならない。

なお、寄附の授受の制限に関しては、本部・支部を通じて一つの政治団体とされるので注意を要する。

② 規正法にいう「支部」とは、おおむね次の要件を備えたものをいう。

ア 本部の規約等に規定されたその組織の単位組織であり本部と主従の関係にあること。

イ 本部の指揮統轄の下に一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められていること。

ウ 会計について、一定の範囲内で金銭の授受を行える状況にあること。

③ ②の要件を満たさない下部組織（例えば会計上独立していないもの、単なる連絡所的なもの。名称は問わない。）は、法上の「政治団体の支部」ではないので、届出、会計帳簿の備付け、記載、収支報告書の提出等の義務はなく、収支を行った場合には上部組織の行った収支として取り扱うこととなる。

### (4) 資金管理団体（法 19）

公職の候補者のために政治資金の拠出を受け、あるいは公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附の経理を行うことができる政治団体として、公職の候補者自らがその代表者である政治団体のうち、公職の候補者1人につき1つに限って、資金管理団体を指定することができる。

なお、指定できる政治団体は(1)の①、②だけである。

### (5) 国会議員関係政治団体（法 19 の 7）

① 国会議員に係る公職の候補者が代表者である資金管理団体その他の政治団体。

② 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体。

③ 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの

④ 政党の支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体も、当該団体とみなす。

⑤ 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体も、その年とその翌年は当該団体とみなす。

・同一の国会議員関係政治団体（上記③を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計）

・同一の上記③に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

## 2 政治団体の諸届出

### (1) 届出先、提出部数及び提出期限

主たる事務所の所在地	主たる活動区域	届出先	提出部数※	提出期限
千葉県内	千葉県内	千葉県選挙管理委員会（県選管）	2部	・設立・・・組織の日から7日以内 ・異動・・・異動の日から7日以内 ・解散・・・解散の日から30日以内 ・資金管理団体の指定等 ・・・・指定等の日から7日以内
	千葉県を含む2以上の都道府県	県選管を經由して総務大臣	3部	
	千葉県外			

※ 本人控えとして1部は受領印を押し返却するため、控えが不要な場合は本人控え分は提出不要（1部提出）。  
 なお、全国団体は3部提出が必要（控えが不要な場合は2部）。

### (2) 諸届出の提出方法等

- ・ 設立届・異動届は、郵送等によることなく県選管まで持参して提出しなければならない。
- ・ 解散届・資金管理団体指定届等は、郵送等により届け出ることができる。
- ・ 上記の諸届出は「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用し、オンラインで提出することもできる。  
 また、諸届出様式は県選管のホームページから Excel 及び PDF によりダウンロードすることができる。  
 詳細は、はしがきに記載されているリンク先のホームページを確認すること。
- ・ 諸届出の作成に当たっては、記載例（P8～）により必要事項を記載すること。
- ・ 諸届出は、市区町村を經由して提出することはできないので注意すること。

### (3) 設立届 (法6)

- ・ 組織の日から7日以内に県選管に持参して届け出ること（郵送等による受付はできない）。
- ・ 政治団体は、設立届が提出された後でなければ、政治活動（選挙運動を含む）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け又は支出をすることができない。（法8）

名 称	部 数 ※1	備 考
政治団体設立届	2部	全団体必須
規約（綱領・会則）	2部	全団体必須
被推薦書	2部 ※2	※3
支部証明書	2部 ※2	政党の支部は必須
政党の状況等に関する届	2部 ※2	政党の支部は必須

(※1) 本人控えとして1部は受領印を押し返却するため、控えが不要な場合は本人控え分は提出不要。

なお、全国団体は3部提出が必要（控えが不要な場合は2部）。

(※2) 1部は正本、ほかはコピーでも構わない。

(※3) 都道府県又は政令指定都市の長・議員（候補者等を含む）の後援団体で個人の寄附について税の優遇措置を受けようとする団体は提出が必要。

### (4) 異動届 (法7)

- ・ 設立届に記載した事項等（規約（綱領・会則）を含む）に異動が生じた場合は、異動届を異動の日から7日以内に県選管に持参して届け出ること（郵送等による受付はできない）。

名 称	部 数 ※1	備 考
届出事項等の異動届	2部	全団体必須

(※1) 本人控えとして1部は受領印を押し返却するため、控えが不要な場合は本人控え分は提出不要。

なお、全国団体は3部提出すること（控えが不要な場合は2部）。

(※2) 1部は正本、ほかはコピーでも構わない。

## (5) 解散届 (法 17)

- ・ 政治団体を解散した場合は、政治団体解散届に解散日までの収支報告書（収支報告書を提出していないすべての年の分）を添付の上、解散の日から 30日以内（国会議員関係政治団体は 60日以内）に県選管に届け出ること（郵送等でも受け付けができる）。
- ・ 自然解散・自然消滅等は認められていないので、たとえ「法 17 条 2 項適用団体」となっても、必ず解散届を提出しなければならない。
- ・ 資金管理団体に指定している場合は「資金管理団体でなくなった旨の届」も提出すること。
- ・ 政治団体の支部の解散については、本部が支部に代わって届出を行うことができる。この場合でも、支部の代表者及び会計責任者は、解散日現在の収支報告書を提出しなければならない。

名 称	部 数	備 考
政治団体解散届	2 部 ※ 1	全団体必須
解散日までの収支報告書	1 部 ※ 2	全団体必須

(※ 1) 本人控えとして 1 部は受領印を押し返却するため、控えが不要な場合は本人控え分は提出不要。

なお、全国団体は 3 部提出すること（控えが不要な場合は 2 部）。

(※ 2) 本人控えが必要な場合は、表紙のコピーを 1 部提出すること。受領印を押し返却する。

## (6) 資金管理団体の指定等 (法 19)

- ・ 設立した政治団体を資金管理団体<sup>\*1</sup>にする場合も下記の様式（資金管理団体指定届等）を県選管に届け出る必要がある（郵送等でも受け付けができる）。

名 称	部 数 ※ 2
資金管理団体指定届	2 部
資金管理団体届出事項の異動届	2 部
資金管理団体でなくなった旨の届（団体の解散等に伴い指定を取り消す場合）	2 部
資金管理団体指定取消届（団体は解散せずに指定を取り消す場合）	2 部

(※ 1) 資金管理団体とは、公職の候補者がその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として、自らが代表者である政治団体のうちから指定した一の団体をいう。また、資金管理団体には、次のことが認められている。

- ① 特定寄附（公職の候補者が、公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を当該資金管理団体に取り扱わせるためにする寄附）については、寄附の量的制限（年間 1 千万円まで）に関する規定の適用がない。
- ② 公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附（歳費等の自己資金によるもの）については、寄附の量的制限のうち個別制限（同一の者に対して年間 150 万円まで）に関する規定の適用はないものとされ、個人のする寄附の総枠制限（年間 1 千万円まで）の範囲以内において寄附することができる。
- ③ 公職の候補者は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されているが、自らの資金管理団体に対してする寄附は差し支えない。

(※ 2) 本人控えとして 1 部は受領印を押し返却するため、控えが不要な場合は本人控え分は提出不要。

なお、全国団体は 3 部提出すること（控えが不要な場合は 2 部）。

## (7) 国会議員関係政治団体に関する届出

- ・ 設立した政治団体が国会議員関係政治団体として税の優遇措置を受けようとする場合や国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額に応じて国会議員関係政治団体とみなされる場合等に、下記の様式を県選管に届け出る必要がある（郵送等による受付はできない）。

名 称	部 数	備 考
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	2 部	※ 1
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	2 部	※ 2
国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出	2 部	※ 3

- (※ 1) 国会議員（候補者等を含む）の後援団体で個人の寄附について税の優遇措置を受けようとする団体（政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体）は提出が必要。
- (※ 2) 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体が、国会議員関係政治団体以外の政治団体になった場合に提出が必要。
- (※ 3) 国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、当該政治団体に文書で通知（国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知）をすることとされている。この通知により、寄附を受けた政治団体が 1（5）⑤に掲げる政治団体に該当することとなった場合に、寄附の金額が 1,000 万円に達することとなった寄附に係る通知を受けた日から 7 日以内に届出が必要。なお、届出に当たっては、当該通知の原本及び写しを添付する必要はない。

### 3 政治団体届出様式及び記載例

#### 【注意事項】

各届出の様式は、千葉県選挙管理委員会のホームページからダウンロードすることができます。

#### 【各届出様式目次】

政治団体設立届	9～11
規約（綱領・会則）の例	12
被推薦書	13～14
届出事項等の異動届	15～17
政治団体解散届	18～19
資金管理団体指定届	20～21
資金管理団体届出事項の異動届	22～23
資金管理団体でなくなった旨の届出（解散等）	24～25
資金管理団体指定取消届	26～27
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	28～29
国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出	30～31
（参考）国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知	32～33
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	34～35

受	付	印
---	---	---

資有・資無	事・代 会・会代	入力者
-------	-------------	-----

# 政治団体設立届

届出日 令和 年 月 日

総務大臣様  
千葉県選挙管理委員会

政治団体の名称	
事務所の所在地	
代表者の氏名	

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。  
記

ふりがな											本部がある場合その団体名称	
政治団体の名称												
政治団体の区分	<input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体											
目的	別添のとおり		組織年月日	令和		年		月		日		
主たる事務所の所在地	郵便番号		電話番号									
	住所											
主たる活動区域	<input type="checkbox"/> 千葉県 ( ) <input type="checkbox"/> 全国 (2都道府県以上)											
代表者 (※通称名不可)	ふりがな											
	氏名	電話番号		生年月日	年号	明治・大正 昭和・平成		年		月	日	
	郵便番号		選任年月日									
	住所		令和		年		月		日			
会計責任者 (※通称名不可)	ふりがな											
	氏名	電話番号		生年月日	年号	明治・大正 昭和・平成		年		月	日	
	郵便番号		選任年月日									
	住所		令和		年		月		日			
会計責任者の 職務代行者 (※通称名不可)	ふりがな											
	氏名	電話番号		生年月日	年号	明治・大正 昭和・平成		年		月	日	
	郵便番号		選任年月日									
	住所		令和		年		月		日			
支部の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	課税上の優遇措置の適用関係の有無				<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有				
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/>	代表者である公職の候補者に係る公職の種類										
		<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員				<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等						
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/>	公職の候補者の氏名				公職の候補者に係る公職の種類						
		ふりがな				<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 現職		<input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 候補者等				
		氏名				<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 現職		<input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 候補者等				
政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/>	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名				主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類						
		ふりがな				<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 現職		<input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 候補者等				
		氏名				<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 現職		<input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 候補者等				
		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名				主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類						
		ふりがな				<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 現職		<input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 候補者等				
		氏名				<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 現職		<input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 候補者等				

※作成する際は、《注意》や記載例を参照してください。

本人確認書類〔個・運・他〕・印・署     委任状

## 《注 意》

- 1 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
- 3 政治団体の支部にあつては、「政治団体の名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「本部がある場合その団体名称」欄に記載すること。
- 4 「□」内には、該当するものに「レ」を記載又は黒塗り「■」することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に記載すること。
- 5 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 6 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「千葉市中央区市場町○番○号○○会館○○号室」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置」とは、個人寄附に対する税制上の優遇措置のことである。  
この優遇措置の対象となる団体（適格団体）は主に次のような団体に限られる。
  - ① 政党及び政党支部
  - ② 衆議院議員、参議院議員、都道府県の長及び議員、政令指定都市の長及び議員（候補者、候補者となろうとする者を含む）の後援会  
(国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は被推薦書を提出)

**注：一般の市町村の長と議員の後援会は対象外である。**
- 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分及び現職又は候補者等の区分により、該当する「□」に記載すること。
- 9 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体の主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 10 **資金管理団体の指定も同時にする場合、「資金管理団体指定届」も同時に提出すること。**
- 11 提出部数は**全国団体3部、県内団体2部**。（1部は本人控え分として受領印を押し返却）
- 12 **添付書類（全国団体3部、県内団体2部必要。**②③④については、1部は正本、ほかはコピーでもよい）
  - ① **規約（全国団体必須）**
  - ② 被推薦書  
(都道府県又は政令指定都市の長・議員（候補者、候補者となろうとする者を含む）の後援会)
  - ③ 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知  
(政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体)
  - ④ 支部証明書・政党の状況等に関する届（政党支部）

# 記載例

【提出部数】  
全国団体3部、県内団体2部

## 政治団体設立届

届出日 令和 年 月 日

政治団体を組織した日又政治団体となった日から7日以内に、郵送によることなく文書で届け出ること。

総務大臣  
千葉県  
下記の記載内容及び規約の記載内容と一致していること。  
(氏名・事務所の所在地等)

政治団体の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名  
届出書を持参した年月日  
(設立日以降の届出となる)  
政党等の支部の場合のみ、本部の名称を記載

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。  
記

ふりがな			本部がある場合その団体名称	
政治団体の名称				
政治団体の区分	<input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体			
目的	別添のとおり	組織年月日	令和 年 月 日	
主たる事務所の所在地	郵便番号	電話番号		
主たる活動区域	<input type="checkbox"/> 千葉県 ( ) <input type="checkbox"/> 全国 (2都道府県以上)			
代表者 (※通称名不可)	ふりがな	電話番号		
	氏名	生年月日	年 月 日	明治・大正 昭和・平成
兼任可	郵便番号	選任年月日		
	住所	令和 年 月 日		
会計責任者 (※通称名不可)	ふりがな	電話番号		
	氏名	生年月日	年 月 日	明治・大正 昭和・平成
兼任不可 別人となる	郵便番号	選任年月日		
	住所	令和 年 月 日		
会計責任者の職務代行者 (※通称名不可)	ふりがな	電話番号		
	氏名	生年月日	年 月 日	明治・大正 昭和・平成
支部の有無	無	有	課税上の優遇措置の適用関係の有無	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無	有
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/>	代表者である公職の候補者になる公職の種類		
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等		
	<input type="checkbox"/>	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	
政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/>	ふりがな	<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 現職	
	<input type="checkbox"/>	氏名	<input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 候補者等	
	<input type="checkbox"/>	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名	主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	
	<input type="checkbox"/>	氏名	<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 現職	
	<input type="checkbox"/>	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類	
	<input type="checkbox"/>	ふりがな	<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 現職	
	<input type="checkbox"/>	氏名	<input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 候補者等	

規約等と整合が取れていること。(基本的にはいずれも同じ日付となる。)

※作成する際は、《注意》や記載例を参照

指定都市(千葉市等)を除く、市町村長及び市町村議の後援会等は優遇措置の適用はない。

印・署  委任状

## ちば一郎後援会規約

(名称及び所在地)

第1条 この会は、ちば一郎後援会（以下「本会」という。）と称し、主たる事務所を千葉県内に置く。

(目的)

第2条 本会は、千葉一郎の政治活動を後援すると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。  
(注) 千葉一郎は、戸籍名で記載すること

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 県政及び市政の調査研究事業
- (2) 講演会、講習会及び政治座談会の開催事業
- (3) 機関紙の発行事業
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する成人者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |     |   |   |    |   |   |   |   |
|-----|---|---|----|---|---|---|---|
| (1) | 会 | 長 | 1  | 名 |   |   |   |
| (2) | 副 | 会 | 長  | 2 | 名 |   |   |
| (3) | 幹 | 事 | 若干 | 名 |   |   |   |
| (4) | 会 | 計 | 責  | 任 | 者 | 1 | 名 |
| (5) | 監 | 事 | 2  | 名 |   |   |   |

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は、総会において選任する。

2 役員任期は○年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第7条 会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集する。

2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費（年額\*\*\*\*円）、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度及び会計監査)

第9条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(会則の改廃)

第10条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第11条 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和○○年○月○日より実施する。

# 被 推 薦 書

令和 年 月 日

政治団体の名称	
代表者の氏名	

様

公職の種類 <small>(該当するものを選択)</small>	<input type="checkbox"/> 千葉県知事 <input type="checkbox"/> 千葉県議会議員 <input type="checkbox"/> 千葉市長 <input type="checkbox"/> 千葉市議会議員 <その他の都道府県・指定都市> <input type="checkbox"/> ( ) 首長(知事・長) <input type="checkbox"/> ..... 議会議員	<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 異動の場合のみ記載 (令和 年 月 日から)
	氏名 <small>(※通称名不可)</small>	
住所 <small>(※団体の事務所ではない)</small>		

私は、令和 年 月 日から貴団体の推薦(支持)を受けています。

**《注 意》**

- 1 「公職の種類」欄には、該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」等すること。
- 2 公職の種類に異動があった場合には、異動日を記載の上、異動後の「公職の種類」に該当する「□」に記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 提出部数は全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい。
- 5 被推薦者が複数の場合には、被推薦者ごとに作成して添付すること。

# 記載例

## 被 推 薦 書

【提出部数】  
全国団体3部、県内団体2部  
(1部は正本、ほかはコピーでもよい)

公職の候補者等個人から政治団体の代表者宛ての書類となる。

公職の候補者等が書類を作成した日  
(当該政治団体の設立日以降の日付となる)

令和〇〇年 7 月 2 日

政治団体の名称 ちば一郎後援会

代表者の氏名 千葉 一郎

様

公職の種類に異動があった場合にのみ記入すること。  
(異動届等と整合が取れているか留意のこと。)

公職の候補者等個人が作成する書類となるので、記載する住所や連絡先等は公職の候補者等個人のものとなる。  
(政治団体の主たる事務所の所在地ではないので留意のこと。)

公職の種類 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 千葉県知事	<input type="checkbox"/> 千葉県議会議員	<input type="checkbox"/> 千葉県議会議員
	<input type="checkbox"/> 千葉市長	<input type="checkbox"/> 千葉市議会議員	<input checked="" type="checkbox"/> 候補者等
	<その他の都道府県・指定都市>		異動の場合のみ記載
	<input checked="" type="checkbox"/> (東京都) 首長(知事・長)	(令和 〇〇 年 〇 月 〇 日から)	
	<input type="checkbox"/> 議会議員		
氏名 (公職の候補者等の氏名※通称名不可)	千葉 一郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">千葉</span> 印		
住所 (公職の候補者等の住所※団体の事務所ではない)	千葉市中央区市場町1-1		

団体の印ではなく、公職の候補者等個人の印であること。

私は、令和〇〇年 7 月 1 日から貴団体の推薦(支持)を受けています。

当該政治団体の設立日以降の日付となるので、  
設立届や規約等と整合が取れていること。

### 《注 意》

- 1 「公職の種類」欄には、該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」等すること。
- 2 公職の種類に異動があった場合には、異動日を記載の上、異動後の「公職の種類」に該当する「□」に記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 提出部数は全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい。
- 5 被推薦者が複数の場合には、被推薦者ごとに作成して添付すること。

受 付 印

資有・資無 事・代 会・会代 入力者

# 届出事項等の異動届

届出日 令和 年 月 日

総務大臣様  
千葉県選挙管理委員会

政治団体の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項  
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内 容	異動年月日
政治団体の名称	新 ふりがな 名称	令和 年 月 日
	旧 名称	年 月 日
主たる事務所の所在地	新 郵便番号 電話番号 住所	令和 年 月 日
	旧 住所	年 月 日
主たる活動区域	<input type="checkbox"/> 千葉県から全国へ <input type="checkbox"/> 全国から千葉県へ <input type="checkbox"/> 県内( )から県内( )へ <input type="checkbox"/> ( )から( )へ	令和 年 月 日
	代表者 (※通称名不可) 新 ふりがな 電話番号 氏名 生年月日 年 月 日 郵便番号 住所	令和 年 月 日
会計責任者 (※通称名不可)	新 ふりがな 電話番号 氏名 生年月日 年 月 日 郵便番号 住所	令和 年 月 日
	旧 氏名 住所	
会計責任者の職務代行者 (※通称名不可)	新 ふりがな 電話番号 氏名 生年月日 年 月 日 郵便番号 住所	令和 年 月 日
	旧 氏名 住所	
国会議員関係政治団体の区分	<input type="checkbox"/> 1号団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) <input type="checkbox"/> 2号団体 候補者氏名(ふりがな) ( ) 候補者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) <input type="checkbox"/> 3号団体 主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名 ( ) 当該議員の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名 ( ) 当該議員の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 1号団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) <input type="checkbox"/> 2号団体 候補者氏名(ふりがな) ( ) 候補者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) <input type="checkbox"/> 3号団体 主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名 ( ) 当該議員の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名 ( ) 当該議員の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体	
その他	<input type="checkbox"/> 規約の異動(別添のとおり) <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の適用 ( 無・有 ) から ( 無・有 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	令和 年 月 日

※作成する際は、《注意》や記載例を参照してください。

本人確認書類〔個・運・他〕印・署  委任状

## 《注 意》

- 1 代表者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 **異動日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること**（全国団体3部、県内団体2部）。
- 3 **異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しないこと。**
- 4 政治団体の名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「千葉市中央区市場町○番○号○○会館○○号室」というように詳細に記載すること。
- 6 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。
- 7 **規約の異動の場合は、新旧の規約（全国団体3部、県内団体2部）を添付すること。**  
(政治団体の名称が異動する場合、規約の異動も必要となる。)
- 8 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあっては主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び当該議員に係る公職の種類並びに主要な構成員である衆議院議員及び参議院議員の氏名及び当該議員に係る公職の種類をそれぞれ記載すること。  
  
なお、第3号に係る国会議員関係政治団体の主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 9 国会議員関係政治団体の区分で、「法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）」から「国会議員関係政治団体以外の政治団体」に異動した場合は、「**国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知**」を添付（全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい）すること。
- 10 **資金管理団体の場合、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）を異動する場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も同時に提出すること。**
- 11 政党の場合、「政党の支部の状況に関する届」の内容に異動があった場合は、異動内容を記載した文書を添付（全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい）すること。

# 記載例

資有・資無	事・代 会・会代	入力者
-------	-------------	-----

## 届出事項等の異動

異動があった日から7日以内に、郵送によることなく文書で届け出ること。

【提出部数】  
全国団体3部、県内団体2部

異動があった事項のみ、  
新旧を記入する。(異動の  
ない事項の欄は記入しない)

総務大臣  
千葉県選挙管理委員会 様

届出日 令和 年 月 日

届出書を持参した年月日  
(異動日以降の届出となる)

異動後の情報で記入すること。

政治団体の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名

※上欄には届出事項の異動後の内容(新の内容)を記入すること。

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項  
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

異動年月日はいずれも  
届出日以前となる。

異動事項	内 容	異動年月日
政治団体の名称	新 名称 政治団体の名称が異動する場合、規約の異動も必要となる。 また、規約の異動日と政治団体の名称の異動日の整合に留意すること。	令和 年 月 日
	旧 名称	
主たる事務所の所在地	新 住所 電話番号	令和 年 月 日
	旧 住所	
主たる活動区域	新 活動区域 <input type="checkbox"/> 千葉県から全国へ <input type="checkbox"/> 全国から千葉県へ <input type="checkbox"/> 県内( )から県内( )へ <input type="checkbox"/> ( )から( )へ	令和 年 月 日
	旧 活動区域	
代表者 (※通称名不可)	新 氏名 電話番号 生年月日 住所	令和 年 月 日
	旧 氏名 住所	
会計責任者 (※通称名不可)	新 氏名 電話番号 生年月日 住所	令和 年 月 日
	旧 氏名 住所	
会計責任者の職務代行者 (※通称名不可)	新 氏名 電話番号 生年月日 住所	令和 年 月 日
	旧 氏名 住所	
国会議員関係政治団体の区分	新 <input type="checkbox"/> 1号団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) <input type="checkbox"/> 2号団体 候補者氏名(ふりがな) ( ) 候補者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) <input type="checkbox"/> 3号団体 主等する衆議院議員又は参議院議員の氏名 ( ) 当該議員の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 年 月 日
	旧 <input type="checkbox"/> 1号団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) <input type="checkbox"/> 2号団体 候補者氏名(ふりがな) ( ) 候補者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) <input type="checkbox"/> 3号団体 主等する衆議院議員又は参議院議員の氏名 ( ) 当該議員の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 ( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等 ) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体	
その他	新 <input type="checkbox"/> 規約の異動(別添のとおり) <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の適用 ( 無・有 ) から ( 無・有 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	令和 年 月 日
	旧	

旧の欄の記載事項は、以前の届出内容と一致すること。

※作成する際は、《注意》や記載例を参照してください。

主たる事務所の所在地が異動する場合、規約の異動も必要か確認すること。  
また、規約の異動日と主たる事務所の異動日の整合に留意すること。

受 付 印

資有・資無 入力者

# 政治団体解散届

届出日 令和 年 月 日

総 務 大 臣  
千葉県選挙管理委員会 様

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

会計責任者の氏名

令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により  
届け出ます。

## 《備 考》

- 1 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 **解散又は政治団体でなくなった日から30日以内**（国会議員関係政治団体であった場合には60日以内）**に届け出ること**（全国団体3部、県内団体2部）。
- 3 **この届出をする場合には、解散時点（解散年）までの法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書（収支報告書）を提出すること。**
- 4 **当該団体が資金管理団体に指定されている場合は、「資金管理団体でなくなった旨の届（解散等）」を併せて提出すること。**

PA (D・P・M・E)

SI

SE

# 記載例

資有・資無 入力者

## 政治団体解散届

【提出部数】  
全国団体3部、県内団体2部

資金管理団体の指定がされている団体は、「資金管理団体でなくなった旨の届(解散等)」等も併せて届け出ること。

届出日 令和〇〇年 7 月 6 日

届出書を提出した年月日  
(解散日以降の届出となる)

総務大臣  
千葉県選挙管理委員会

様

届出されている最新の状況と一致すること。

解散又は政治団体でなくなった日から30日以内(国会議員関係政治団体は60日以内)に届け出ること。

政治団体の名称	ちば一郎後援会
事務所の所在地	千葉市中央区市場町1-1
代表者の氏名	千葉 一郎
会計責任者の氏名	千葉 二郎

令和〇〇年 7 月 1 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により

届け出ます。

解散日までの収支報告書の提出が必要となる。  
(解散年の収支報告書の宣誓日は、解散日より後となるので留意すること。)

### 《備考》

- 1 代表者及び会計責任者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出の場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 解散又は政治団体でなくなった日から30日以内(国会議員関係政治団体であった場合には60日以内)に届け出ること(全国団体3部、県内団体2部)。
- 3 この届出をする場合には、解散時点(解散年)までの法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書(収支報告書)を提出すること。
- 4 当該団体が資金管理団体に指定されている場合は、「資金管理団体でなくなった旨の届(解散等)」を併せて提出すること。

PA (D・P・M・E) SI SE

受 付 印

入力者

# 資金管理団体指定届

届出日 令和 年 月 日

総務大臣  
千葉県選挙管理委員会 様

氏 名 (※通称名不可)	
住 所 (※団体の事務所でない)	

令和 年 月 日 に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

## 記

公職の種類 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 衆議院議員	<input type="checkbox"/> 参議院議員	<input type="checkbox"/> 現職
	<input type="checkbox"/> 千葉県知事	<input type="checkbox"/> 千葉県議会議員	
1 (選挙区)	<input type="checkbox"/> ( ) 首長(知事・長) <input type="checkbox"/> 議会議員		
2	資金管理団体の名称		
3	主たる事務所の所在地		
4	代表者の氏名		

## 宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名 (※通称名不可)	
-----------------	--

### 《注 意》

- 公職の候補者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 資金管理団体に指定した日から7日以内に届け出ること(全国団体3部、県内団体2部)。
- 「公職の種類」欄には、該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」等するとともに、その職について選挙区において選挙することとされている場合には選挙区欄に当該選挙区名を記載すること。
- 資金管理団体として指定するに当たっては、政治資金規正法第19条の2の2の規定により、資金管理団体は、不動産(土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権をいう。)を取得し、又は保有してはならないこととされていることに留意すること。

PA [D・P・M・E] SI SE

# 記載例

【提出部数】  
全国団体3部、県内団体2部

資金管理団体に指定した  
日から7日以内に届け出る  
こと。

## 資金管理団体指定届

資金管理団体は、公職の候補者等が代表者となっ  
ている政治団体で、1つのみ指定が可能。

届出日 令和 ○○ 年 7 月 6 日

届出書を提出した年月日  
(指定日以降の届出となる)

総 務 大 臣  
千葉県選挙管理委員会 様

公職の候補者等個人が作成する  
書類となるので、記載する住所は  
公職の候補者等個人のものとなる。  
(政治団体の主たる事務所の所在  
地ではないので留意のこと。)

氏 名 千葉 一郎  
(※通称名不可)

住 所 千葉市中央区市場町 1 - 1  
(※団体の事務所でない)

届出されている公職の候補者等個人の住所と一致すること。

令和 ○○ 年 7 月 1 日 に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法  
第19条第2項の規定により届け出ます。

当該政治団体の設立日以降の日付となるので、設立届  
や規約等と整合が取れていること。

公 職 の 種 類 ( 該 当 す る も の を 選 択 )	<input type="checkbox"/> 衆議院議員	<input type="checkbox"/> 参議院議員	<input type="checkbox"/> 現 職
	<input type="checkbox"/> 千葉県知事	<input type="checkbox"/> 千葉県議会議員	
1	<input type="checkbox"/> ( ) 千葉市 首長(知事・長) <input checked="" type="checkbox"/> 議会議員		<input checked="" type="checkbox"/> 候補者等
( 選 挙 区 )	中央区		選 挙 区
2	資金管理団体の名称 ちば一郎後援会		
3	主たる事務所の所在地 千葉市中央区市場町 1 - 1		
4	代表者の氏名 千葉 一郎		

選挙区がない場合(参議院(比例代表選  
出)議員、都道府県知事、市町村長、市  
町村議会議員(選挙区のある場合を除  
く))には空欄とする。

## 宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ○○ 年 7 月 6 日

宣誓した年月日  
(指定日以降の日付となる)

氏 名 千葉 一郎  
(※通称名不可)

### 《注 意》

- 1 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合あつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 資金管理団体に指定した日から7日以内に届け出ること(全国団体3部、県内団体2部)。
- 3 「公職の種類」欄には、該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」等するとともに、その職について選挙区において選挙することとされている場合には選挙区欄に当該選挙区名を記載すること
- 4 資金管理団体として指定するに当たっては、政治資金規正法第19条の2の2の規定により、資金管理団体は、不動産(土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権をいう。)を取得し、又は保有してはならないこととされていることに留意すること。

PA ( D・P・M・E )  SI  SE

受 付 印

入力者

## 資金管理団体届出事項の異動

届出日 令和 年 月 日

総 務 大 臣  
千葉県選挙管理委員会 様

氏 名 (※通称名不可)	
住 所 (※団体の事務所でない)	

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 異動事項	新	旧	異動年月日
公職の種類 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 千葉県知事 <input type="checkbox"/> 千葉県議会議員 <input type="checkbox"/> ( ) 首長(知事・長) <input type="checkbox"/> ( ) 議会議員	<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 千葉県知事 <input type="checkbox"/> 千葉県議会議員 <input type="checkbox"/> ( ) 首長(知事・長) <input type="checkbox"/> ( ) 議会議員	/
(選挙区)	選挙区	選挙区	
資金管理団体の名称			令和 年 月 日
主たる事務所の所在地			令和 年 月 日
代表者の氏名			令和 年 月 日

## 宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名  
(※通称名不可)

### 《注 意》

- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 異動日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること（全国団体3部、県内団体2部）。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

PA (D・P・M・E)  SI  SE

# 記載例

【提出部数】  
全国団体3部、県内団体2部

入力者

## 資金管理団体届出事項の異動

異動があった日から7日以内に届け出ること。

届出日 令和〇〇年 7月 6日

総務大臣  
千葉県選挙管理委員会 様

届出書を提出した年月日  
(異動日以降の届出となる)

公職の候補者等個人が作成する書類となるので、記載する住所は公職の候補者等個人のものとなる。(政治団体の主たる事務所の所在地ではないので留意のこと。)

氏名 (※通称名不可)	千葉 一郎
住所 (※団体の事務所でない)	千葉市中央区市場町1-2

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 資金管理団体の名称 ちば一郎後援会

記 届出されている最新の状況と一致すること。 異動年月日はいずれも届出日以前となる。

2 異動事項	新	旧	異動年月日
公職の種類 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 千葉県知事 <input checked="" type="checkbox"/> 千葉県議会議員 <input type="checkbox"/> ( ) 首長(知事・長) 議会議員 <input checked="" type="checkbox"/> ( ) 千葉市 首長(知事・長) 議会議員	<input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 千葉県知事 <input type="checkbox"/> 千葉県議会議員 <input checked="" type="checkbox"/> ( ) 千葉市 首長(知事・長) 議会議員	令和〇〇年 7月1日
(選挙区)	千葉市中央区 選挙区	選挙区	
資金管理団体の名称			令和 年 月 日
主たる事務所の所在地	千葉市中央区市場町1-2	千葉市中央区市場町1-1	令和〇〇年 7月1日
代表者の氏名			令和 年 月 日

### 宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年 7月 6日

資金管理団体の名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名に異動がある場合は、政治団体の届出事項等の異動届も提出が必要となる。(異動届との整合に留意のこと。)

氏名 千葉 一郎  
(※通称名不可)

#### 《注意》

- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 異動日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること(全国団体3部、県内団体2部)。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

PA (D・P・M・E)  SI  SE

受 付  
印

入力者

## 資金管理団体でなくなった旨の届（解散等）

届出日 令和 年 月 日

総 務 大 臣  
千葉県選挙管理委員会 様

氏 名 (※《注意》参照)	
住 所 (※《注意》参照)	

下記の政治団体は、令和 年 月 日に

- 資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと
- 資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと
- 解散したこと
- 法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと
- 資金管理団体の届出をした者が死亡したこと

により

資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称	
2 主たる事務所の所在地	

## 宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名  
(※《注意》参照)

### 《注 意》

- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 資金管理団体でなくなった日から7日以内に届け出ること（全国団体3部、県内団体2部）。
- （ ）の「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」の該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」等すること。
- 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、（ ）には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

PA (D・P・M・E) SI SE

# 記載例

資金管理団体でなくなった日から7日以内に届け出ること。

## 資金管理団体でなくなった旨の届（解散等）

【提出部数】  
全国団体3部、県内団体2部

届出日 令和〇〇年7月6日

総務大臣様  
千葉県選挙管理委員会

届出書を提出した年月日  
(資金管理団体でなくなった日以降の届出となる)

公職の候補者等個人が作成する書類となるので、記載する住所は公職の候補者等個人のものとなる。  
(政治団体の主たる事務所の所在地ではないので留意のこと。)

氏名 (※《注意》参照)	千葉 一郎
住所 (※《注意》参照)	千葉市中央区市場町1-1

資金管理団体でなくなった日を記載し、その理由を選択する。

下記の政治団体は、令和〇〇年7月1日に

- 資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと
- 資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと
- 解散したこと
- 法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと
- 資金管理団体の届出をした者が死亡したこと

により

資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

1	資金管理団体の名称	ちば一郎後援会
2	主たる事務所の所在地	千葉市中央区市場町1-1

公職の候補者等の死亡の場合は、新たに選任された代表者が届出を行う。  
(必ず代表者異動の届出が必要となるので留意のこと。)

届出されている最新の状況と一致すること。

## 宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年7月6日

氏名 千葉 一郎  
(※《注意》参照)

### 《注 意》

- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新選任された代表者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあっては当該代理人の限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 資金管理団体でなくなった日から7日以内に届け出ること（全国団体3部、県内団体2部）。
- ( ) の「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」の該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」等すること。
- 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、( ) には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

PA [ D・P・M・E ]  SI  SE

受	付	印
---	---	---

入力者
-----

## 資金管理団体指定取消届

届出日 令和 年 月 日

総務大臣  
千葉県選挙管理委員会 様

氏名 (※通称名不可)	
住所 (※団体の事務所でない)	

令和 年 月 日 に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、  
政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称	
2 主たる事務所の所在地	

## 宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名 (※通称名不可)	
----------------	--

### 《注 意》

- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の指定を取り消した日から7日以内に届け出ること（全国団体3部、県内団体2部）。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理ノ届け出の場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。たまた資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

<input type="checkbox"/> PA (D・P・M・E)	<input type="checkbox"/> SI	<input type="checkbox"/> SE
---------------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

# 記載例

【提出部数】  
全国団体3部、県内団体2部

資金管理団体の指定を取り消した  
日から7日以内に届け出ること。

## 資金管理団体指定取消届

届出日 令和〇〇年 7月 6日

総務大臣  
千葉県選挙管理委員会様

届出書を提出した年月日  
(取消日以降の届出となる)

公職の候補者等個人が作成する書類となるので、記載する住所は公職の候補者等個人のものとなる。  
(政治団体の主たる事務所の所在地ではないので留意のこと。)

氏名 (※通称名不可)	千葉 一郎
住所 (※団体の事務所でない)	千葉市中央区市場町1-1

令和〇〇年7月1日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

### 記

1 資金管理団体の名称	ちば一郎後援会
2 主たる事務所の所在地	千葉市中央区市場町1-1

届出されている最新の状況と一致すること。

## 宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年7月6日

氏名  
(※通称名不可) 千葉 一郎

### 《注 意》

- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の指定を取り消した日から7日以内に届け出ること(全国団体3部、県内団体2部)。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理届け出の場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。たゞ資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

PA (D・P・M・E) SI SE

# 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称	
代表者の氏名	様

公職の種類 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 衆議院議員	<input type="checkbox"/> 参議院議員	<input type="checkbox"/> 現職
			<input type="checkbox"/> 候補者等
異動の場合のみ記載 (令和 年 月 日から)			
氏名 (※通称名不可)	印		
住所 (※団体の事務所でない)			

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に 令和 年 月 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

## 《備考》

- 「公職の種類」欄には、該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」等すること。
- 公職の種類に異動があった場合には、異動日を記載の上、異動後の「公職の種類」に該当する「□」に記載すること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 提出部数は全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい。

# 記載例

## 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

公職の候補者等が書類を作成した日  
(当該政治団体の設立日以降の日付となる)

【提出部数】  
全国団体3部、県内団体2部  
(1部は正本、ほかはコピーでもよい)

公職の候補者等個人から政治団体の代表者宛ての書類となる。

〇〇年 7月 6日

政治団体の名称	ちば一郎後援会
代表者の氏名	千葉 一郎

公職の種類に異動があった場合にのみ記入すること。  
(異動届等と整合が取れているか留意のこと。)

公職の候補者等個人が作成する書類となるので、記載する住所は公職の候補者等個人のものとなる。  
(政治団体の主たる事務所の所在地ではないので留意のこと。)

公職の種類 (該当するものを選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 <input type="checkbox"/> 現職 <input checked="" type="checkbox"/> 候補者等
氏名 (※通称名不可)	千葉 一郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">千葉</span> 印
住所 (※団体の事務所でない)	千葉市中央区市場町1-1

団体の印ではなく、公職の候補者等個人の印であること。

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に 令和〇〇年7月1日 から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

当該政治団体の設立日以降の日付となるので、設立届や規約等と整合が取れていること。

### 《備考》

- 「公職の種類」欄には、該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」等すること。
- 公職の種類に異動があった場合には、異動日を記載の上、異動後の「公職の種類」に該当する「□」に記載すること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 提出部数は全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい。

国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出

令和 年 月 日

総務大臣様  
千葉県選挙管理委員会

政治団体の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名

令和 年 月 日に国会議員関係政治団体から受けた寄附について、令和 年 月 日に政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 2 項の規定による通知を受け、当該寄附により同条第 1 項 { 第 1 号 } の金額が 1,000 万円以上となったため、同法第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

□政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項第 1 号の寄附（同法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号以外に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が 1,000 万円以上となったとき

政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項第 1 号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者	
氏名	公職の種類

□政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項第 2 号の寄附（同法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が 1,000 万円以上となったとき

政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項第 2 号の国会議員関係政治団体	
名称	政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号に係る国会議員関係政治団体
	該当

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

# 記載例

国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出

令和 年 月 日

総務大臣様  
千葉県選挙管理委員会

該当から7日以内に届け出ること。

政治団体の名称 **千葉一郎後援会**  
事務所の所在地 **千葉市中央区市場町1-1**  
代表者の氏名 **千葉 一郎**

令和 年 月 日に国会議員関係政治団体から受けた寄附について、令和 年 月 日に政治資金規正法第19条の16の3第2項の規定による通知を受け、当該寄附により同条第1項 { 第1号 } の金額が1,000万円以上となったため、同法第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

□政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の寄附（同法第19条の7第1項第3号以外に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000万円以上となったとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者	
氏名	公職の種類
千葉 次郎	衆議院議員（現職）

政治団体の届出と一致すること。

□政治資金規正法第19条の16の3第1項第2号の寄附（同法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000万円以上となったとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第2号の国会議員関係政治団体	
	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
該当するものにチェックをすること。	該当

## (備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知

令和 年 月 日

政治団体の名称  
代表者の氏名

殿

政治団体の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名

印

令和 年 月 日に貴団体に対して 円の寄附をしたため、政治資金規正法第19条の16の3第2項の規定により、下記のとおり通知します。

### 記

- 1 上記寄附は、国会議員関係政治団体からの寄附である。
- 2 上記寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地は、上記のとおりである。
- 3 上記寄附をする国会議員関係政治団体の区分等は、次のとおりである。

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第3号以外に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体

(政治資金規正法第19条の7第1項第3号以外に係る国会議員関係政治団体の場合)

公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類
(ふりがな)	

- 4 本年において政治資金規正法第19条の16の3第1項各号のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となつたときは、同法第7条第2項の規定による届出をする必要がある。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 3 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 4 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

# 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称	
代表者の氏名	様

氏名 (※通称名不可)	⑩
住所 (※団体の事務所でない)	

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和 年 月 日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

## 《備考》

- 1 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。
- 4 提出部数は全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい。

# 記載例

## 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

【提出部数】  
全国団体3部、県内団体2部  
(1部は正本、ほかはコピーでもよい)

公職の候補者等個人から政治団体の代表者宛ての書類となる。

令和 ○○ 年 7 月 6 日

政治団体の名称 ちば一郎後援会

代表者の氏名 千葉 一郎

公職の候補者等が書類を作成した日  
(当該政治団体が国会議員関係団体に該当しなくなった日以降の日付となる)

公職の候補者等個人が作成する書類となるので、記載する住所は公職の候補者等個人のものとなる。  
(政治団体の主たる事務所の所在地ではないので留意のこと。)

氏 名  
(※通称名不可)

千葉 一郎

千葉 印

住 所  
(※団体の事務所でない)

千葉市中央区市場町1-1

団体の印ではなく、公職の候補者等個人の印であること。

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和 ○○ 年 7 月 1 日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

### 《備考》

- 1 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。
- 4 提出部数は全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい。

## 4 会計責任者の職務

政治団体の会計責任者は、その政治団体の収支について一切の責任を負い、その職務は以下に掲げるものである。

### (1) 会計帳簿の備付と記載 (法 9)

会計責任者は、会計帳簿（収入簿と支出簿がある）を備え、これに当該政治団体のすべての収入及び支出を記載しなければならない。

### (2) 支出の明細書、あっせんに係る寄附の明細書の受領又は請求 (法 10)

当該政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け又は支出をした者は、その寄附を受け又は支出をした日から7日以内に、寄附をした者の氏名、住所（団体にあってはその名称、主たる事務所の所在地）及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日、当該支出を受けた者の氏名、住所（団体にあってはその名称、主たる事務所の所在地）及び当該支出の目的、金額、年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。このような支出が行われた場合には、これを会計帳簿に記載することとされているので、会計責任者も常に明細書の提出があったかどうかについて注意し、その提出がないときは、直ちに請求しなければならない。

政治団体のために寄附のあっせんをした者も、そのあっせんで終えた日から7日以内に、寄附者及びあっせん者の氏名、住所、職業（団体にあってはその名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）及び寄附の金額、年月日、あっせん金額、これを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出する義務を負っているため、会計責任者は注意すること。

### (3) 領収書の徴収 (法 11)

会計責任者は、1件5万円以上のすべての支出について領収書その他の支出を証すべき書面を徴し、これを支出の証拠資料として保存しなければならない。また、政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者も、1件5万円以上のすべての支出について領収書その他の支出を証すべき書面を徴し、かつ、これを会計責任者に送付しなければならない。なお、収支報告書に添付する「領収書の写し」については、複写機により複写したものに限る。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、原則としてすべての支出について領収書を徴するなど領収書の取扱いが異なるので注意すること。

### (4) 収支報告書の提出 (法 12)

### (5) 会計帳簿等の保存 (法 16)

会計責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書等を、法第20条第1項の規定により、報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

## 5 収支報告書の提出に関する概要

政治資金規正法の規定により、主たる事務所が県内にある政治団体は、毎年 12月31日現在で、その年 1 年間の当該政治団体の収入、支出及び資産等の状況を記載した収支報告書を県選管に提出する必要がある（詳細は下表のとおり）。

なお、2 箇年連続で収支報告書を提出しなかった場合は、設立届のない団体とみなされ、政治活動のための寄附の受領・支出が禁止されるので注意すること（法第 17 条第 2 項適用団体）。

事 項	内 容	備 考
1 提出時期	<p>1月1日～12月31日に係る収支について、翌年の1月1日～3月31日（※）までの間</p> <p>〔※国会議員関係政治団体については、5月31日が提出期限となります。〕</p> <p>提出に当たっては、オンラインや郵送等での提出が可能です。</p> <p>※国会議員関係政治団体の収支報告は令和9年1月1日からオンライン提出が義務化</p>	<p>法 12①</p> <p>※3月31日（国会議員関係政治団体は 5月31日）が日曜日、土曜日及び国民の祝日に当たるときはその翌日が提出期限となる。</p> <p>※また、この間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙があったときは4月末（国会議員関係政治団体は6月末）までが提出期限となる。</p>
2 提出先	<p>ア 活動区域が県内のみである政治団体 …県選管</p> <p>イ その他の政治団体 …県選管を経由して総務大臣</p>	<p>法 12①、法 6①</p>
3 提出部数	<p>1 部</p>	<p>※本人控えが必要な場合は、県選管が受領印を押し返却するため、追加で表紙の写しを1部提出すること。</p> <p>（郵送等による提出の場合で本人控えが必要な場合は、必ず表紙のコピー1部と切手を貼った返信用封筒を同封すること。）</p>
4 提出（記載） 責任者	<p>会計責任者</p> <p>〔ただし、会計責任者に事故があり、又は欠けた場合は会計責任者の職務代行者〕</p>	<p>法 12①</p> <p>※会計責任者を変更した場合は、異動届を持参のうえ提出すること。</p>
5 提出（記載） 内容	<p>ア 1月1日～12月31日までのすべての収入及び支出（詳細は次ページ以下に説明する。）</p> <p>イ 収入及び支出が一切ない場合も報告書の提出は必要。</p>	<p>法 12①</p>

6	添付書類	<p>ア 5万円以上の支出について「<u>領収書等の写し</u>」 ただし、経常経費（人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費）については添付不要。 ※資金管理団体については、5万円以上の経常経費（人件費を除く）についても添付が必要。 ※国会議員関係政治団体については、1万円を超える経常経費（人件費を除く）及び政治活動費について添付が必要。</p> <p>イ 事実上又は社会通念上客観的に領収書を徴することが困難な場合（天災等による証拠書類の亡失あるいは乗車券の購入等）には、「<u>領収書を徴し難かった支出の明細書</u>」（収支報告書様式に付属）。</p> <p>ウ 振込による支出で領収書が交付されない場合には「振込明細書の写し」と「振込明細書に係る支出目的書」（振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）、「振込明細書に係る支出目的書」を提出することは不要。）。</p>	<p>法12②</p> <p>※「領収書の写し」については、複写機により複写したものに限り。</p> <p>※1件の支出が5万円以上の場合、会計責任者は領収書を徴収することが義務づけられている。（法11）</p> <p>※領収書等とは、領収書のほか、支出を証すべき書面をいう。</p> <p>※領収書等の写しは、①光熱水費、②備品・消耗品費、③事務所費、④組織活動費、⑤選挙関係費、⑥機関紙誌の発行その他の事業費、⑦調査研究費、⑧寄附・交付金、⑨その他の経費に分類整理し、A4サイズの紙に貼付するなど、A4サイズに統一した上で提出すること。</p>
7	その他	<p>ア 前年分以前の収支報告書を提出する義務がある団体で未提出である団体は、必ず前年分とともに前々年分以前の収支報告書を提出すること。</p> <p>イ 解散した場合は解散届と共に提出すること。</p>	<p>※解散した年の収支報告書にあっては、会計責任者のほか代表者による記名押印又は署名等も必要となるので留意すること。</p>

## (参考1) 提出する収支報告書の様式

様式	項目の区分	内容	収支がない場合(0円)
その1 <sup>※1</sup>	表紙		必要
その2 <sup>※1</sup>	収支の状況	収支の総計等を記載すること。	必要
その3	機関紙誌の発行その他の事業による収入	政治資金パーティーを含め、事業収入がある場合に記載すること。	
その4	借入金	借入金収入がある場合に記載すること。	
その5	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	交付金収入がある場合に記載すること。	
その6	その他の収入	その他の収入がある場合に記載すること。	
その7	寄附の内訳	「収支の状況(その2)」において、寄附欄に収入がある場合記載すること。「個人」、「法人その他の団体」、「政治団体」の区分により別葉で記載すること。	
その8	寄附のうち寄附のあっせんによるもの内訳	「その2」の該当する寄附欄に収入がある場合に、「その7」の区分と同様の区分ごとに作成します。	
その9	政党匿名寄附の内訳	「その2」の該当する寄附欄に収入がある場合に必要です。	
その10	機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳	収入額が1,000万円以上の政治資金パーティーを開催した場合に記載すること。	
その11	政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーを開催した団体のうち、1回のパーティーにつき「1人又は1法人等」で「20万円を超える」パーティー券の購入者があった場合に記載すること。	
その12	政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるもの内訳	政治資金パーティーを開催した団体で、1件20万円を超えるあっせんをした者があった場合に記載すること。	
その13	支出項目別金額の内訳	支出の総計を記載すること。	
その14	経常経費の内訳	資金管理団体及び国会議員関係団体で該当する支出がある場合に、項目別区分ごとに作成すること。資金管理団体は5万円以上、国会議員関係政治団体は1万円以上の支出を記載し、領収書の写しを添付すること。	
その15	政治活動費の内訳	該当する支出がある場合に、項目別区分ごとに作成すること。5万円以上(国会議員関係政治団体は1万円以上)の支出を記載し、領収書の写しを添付すること。	
その16	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳	政治団体の支出のうち、本部や支部(届出があるものに限る。)に対して供与した交付金がある場合に再掲すること。	
その17 <sup>※1</sup>	資産等の状況	当該政治団体が所有する資産等の有無について「項目別区分」の□内にレ点を記入すること。	必要
その18	資産等の項目別内訳	「その17」で「有」と答えた項目について、項目別区分ごとに別葉で内容を記載すること。	
その20 <sup>※1</sup>	宣誓書	政治団体の名称、会計責任者の氏名を記載し、押印 <sup>※2</sup> すること。 日付は、提出日以前とすること。	必要

※1 収支がない場合も、様式(その1、2、17、20)を作成し提出すること。

※2 解散収支については、会計責任者の氏名の記載、押印に加えて、代表者の氏名を記載し、押印すること。

## (参考2) 必要に応じて収支報告書に添付する様式

様式	項目の区分	内容
15号 様式	領収書等を徴し難かった支出の 明細書	慶弔費など社会通念上領収書の授受がない支出や銀行口座からの口座振替（自動送金）による支出など領収書を徴し難い事情がある場合は、この様式を作成すること。
16号 様式	振込明細書に係る支出目的書	金融機関で振込みの方法により支出した場合に金融機関が発行した振込明細書を徴収した場合に作成すること。 ※振込明細書に印字等により支出の目的が記載されているときや会計責任者が支出の目的を記載したときは、作成不要。

## 6 収入及び支出の分類

### (1) 政治資金規正法上の収入及び支出の意義

「収入」とは、金銭、物品その他財産上の利益（※）の收受をいう。

「支出」とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付をいう。

規正法における収入・支出は、公選法における収入・支出よりも意味が狭く、収入や支出の約束（承諾）は含まれない。収入の例でいえば、1月1日から12月31日（規正法上の会計年度）までの間に寄附の約束があっても12月31日までに履行されていなければ収入とはならない。これは支出についても同様である。

※「その他財産上の利益」とは、金銭や物品のように目に見えるものを得るということではなく、例えば、事務所を無償で借り受けた利益や責務の免除により受けた利益をいう。

### (2) 収入の分類

全ての収入は次の表のとおり分類すること。

収入の項目	用語の説明	収支報告書に記載すべき事項		記載の場所
		記載すべき範囲	記載すべき事項	
① 個人の負担する党費又は会費	<p>「党費又は会費」とは、名称のいかんを問わず政治団体の党則、規約に基づくもの及びこれら党則、規約と同程度に黨員あるいは会員を一律に拘束する当該団体の意思決定機関等の正式な決定に基づいて、団体の構成員であることによって負担する金銭上の債務をいう。</p> <p>なお、法人その他の団体が負担する党費又は会費は「寄附」に含まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が負担するすべての党費又は会費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総額及び党（会）費を支払った員数</li> </ul>	様式その2
② 寄附	<p>「寄附」とは、金銭、物品、その他財産上の利益の供与又は交付で、党費、会費、その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。</p> <p>なお、寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開されている演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で、1件当たりの金額が千円以下のものを「政党匿名寄附」という。（本部交付金は、本部又は支部から供与された交付金に係る収入に計上すること。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政党匿名寄附を除くすべての寄附</li> <li>上記のうち同一の者からの寄附で、その合計額が年間5万円を超えるもの</li> <li>政党匿名寄附</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総額</li> <li>寄附者の氏名・住所・職業（団体にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）・寄附の金額、年月日</li> <li>総額（同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所）</li> </ul>	<p>様式その2 様式その7（寄附がある場合には、必ず様式その7を提出すること。）</p> <p>様式その2 及び様式その9</p>

収入の項目	用語の説明	収支報告書に記載すべき事項		記載の場所
		記載すべき範囲	記載すべき事項	
③ 寄附のうち あっせんに係 る寄附	「寄附のあっせん」とは、特定の政治団体又は特定の候補者等のために「政治活動に関する寄附」を集めて、これを当該政治団体に提供することをいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせんに係るすべての寄附</li> <li>・同一の者によってあっせんされた寄附で、その合計額が年間5万円を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総額</li> <li>・あっせん者の氏名・住所・職業（団体にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）・あっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間、当該政治団体に提供された年月日</li> </ul>	<p>様式 その2</p> <p>様式 その8</p>
④ 機関紙誌の 発行その他の 事業による収 入	<p>「機関紙誌」とは、政治団体の発行する新聞紙及び雑誌をいう。</p> <p>また、機関紙誌のほか、政策や施策の普及宣伝のために各種パンフレットその他の出版物を発行している場合、それが事業としての形態を取る限り、これに含めること。</p> <p>「その他の事業」とは、政治資金パーティー開催事業費及びその他の催物事業等をいう。</p> <p>政治資金パーティー開催事業による収入は、純益ではなく、パーティー券等の売上総収入をいい、それに要した経費は、支出のうち政治資金パーティー開催事業費として計上すること。</p> <p>なお、政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額（パーティー券の売上等）が1千万円以上のものを「特定パーティー」という。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙誌の発行その他の事業によるすべての収入</li> <li>・上記のうち特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーに係る収入</li> <li>・一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるもの</li> <li>・一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払をあっせんされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その事業の種類及び当該事業の種類ごとの収入金額</li> <li>・特定パーティーごとにその名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数</li> <li>・政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所、職業（団体にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）・対価の金額・年月日</li> <li>・政治資金パーティーごとにあっせん者の氏名・住所・職業（団体にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）・あっせんに係る対価の金額、これを集めた期間、当該政治団体に提供された年月日</li> </ul>	<p>様式 その3</p> <p>様式 その10</p> <p>様式 その11</p> <p>様式 その12</p>

収入の項目	用語の説明	収支報告書に記載すべき事項		記載の場所
		記載すべき範囲	記載すべき事項	
⑤ 借入金	金融機関からのものだけでなく、個人等からのものも含む。	・すべての借入金	・借入先及び当該借先ごとの借入金額	様式 その4
⑥ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入をいう。	・当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金	・交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称、主たる事務所の所在地、交付金の額、供与を受けた年月日	様式 その5
⑦ その他の収入	上記①～⑥まで以外のすべての収入をいう。 例えば、預金利子等をいう。	・すべてのその他の収入 ・上記のうち1件10万円以上の収入	・総額 ・原因となった事実、金額、年月日	様式 その6

### (3) 支出の分類

支出は、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費（経常経費）と政治上の主義・施策の推進・支持・反対又は特定の公職の候補者の推薦・支持・反対をするための直接的な活動に要する経費（政治活動費）に分けられる。

さらに経常経費は次の表①のア～エに細分され、政治活動費は次の表②のア～カに細分される。経常経費は表①のイ～エに、政治活動費は政治活動の目的や性質によって、上記ア～カを適宜細分化して計上する。（ただし、その他の政治団体については、政治活動費のみ。）

例えば、大会を開催する経費として、資料の印刷代、開催通知の切手代、会場の借上費、弁当代がかかった場合、まず大会全体の経費を政治活動費の組織活動費に分類し、さらに組織活動の目的によって大会費に細分化したのち、大会費という項目の中に大会にかかった各経費をすべて記入することとなる。

支出の項目	用語の説明	収支報告書に記載すべき事項		記載の場所
		記載すべき範囲	記載すべき事項	
<b>① 経常経費</b>		<p>・すべての経常的支出</p> <p>《資金管理団体》</p> <p>・上記のうち人件費を除く1件5万円以上の支出</p> <p>《国会議員関係政治団体》</p> <p>・上記のうち人件費を除く1件1万円を超える支出</p>	<p>・総額及びア～エの区分ごとの額</p> <p>・支出を受けた者の氏名・住所（団体にあつては、その名称・主たる事務所の所在地）・支出の目的・金額・年月日</p>	<p>様式 その13</p> <p>様式 その14</p>
ア 人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。			
イ 光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。			
ウ 備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、コピー機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。			
エ 事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされるものをいう。			
<b>② 政治活動費 ※</b>		<p>・すべての政治活動に関する支出</p> <p>・上記のうち1件5万円以上の支出</p> <p>《国会議員関係政治団体》</p> <p>・上記のうち1件1万円を超える支出</p>	<p>・総額及びア～カ（ウについては（ア）～（エ）のそれぞれについて）の区分ごとの額</p> <p>・支出を受けた者の氏名・住所（団体にあつては、その名称・主たる事務所の所在地）・支出の目的・金額・年月日</p>	<p>様式 その13</p> <p>様式 その15</p>
ア 組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。			
イ 選挙関係費	公職の選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞、その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。			
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	<p>（ア）機関紙誌の発行事業費</p> <p>機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料、その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。</p> <p>（イ）宣伝事業費</p> <p>機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。</p>			

	(ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。 (エ) その他の事業費 上記の(ア)～(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。	・すべての政治活動に関する支出  ・上記のうち1件5万円以上の支出  《国会議員関係政治団体》 ・上記のうち1件1万円を超える支出	・支出を受けた者の氏名・住所(団体にあつては、その名称・主たる事務所の所在地)・支出の目的・金額・年月日	様式 その15
エ 調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。			
オ 寄附・交付金	政治活動に関する寄附・賛助金、本部又は支部に供与した交付金、負担金の類をいう。			
カ その他の経費	その他、上記以外の政治活動に要する経費をいう。			

※ 政治活動費のうち、「本部又は支部に対して供与した交付金」については、様式その16「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」に再掲する。

政治活動費の支出項目ごとに、交付金の金額、供与した年月日、その本部又は支部の名称、主たる事務所の所在地を該当する欄に記載する。

国会議員関係政治団体については、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関し明細(支出を受けた者の氏名・住所、支出の目的・金額・年月日)を記載しなければならない。

## 7 政治団体が有する資産等の公開

政治団体の会計責任者は、政治団体の収支報告書に、毎年12月31日現在において当該政治団体が有する資産等について、取得価格その他所要の事項を記載しなければならない。

収支報告書に記載しなければならない資産の範囲及び記載すべき事項は、次の表のとおりである。

資産の項目	収支報告書に記載すべき範囲	収支報告書に記載すべき事項				記載の場所
		摘要	金額	年月日	備考	
① 土地	すべての土地	所在	取得の金額	取得年月日	面積	様式 その17 及び 様式 その18
② 建物	すべての建物	所在	取得の金額	取得年月日	床面積	
③ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	土地の所在地及び種別	取得の金額	取得年月日	面積	
④ 動産	取得の価格が100万円を超えるもの	品目	取得の金額	取得年月日	数量	
⑤ 預金又は貯金	普通預金及び当座預金、普通貯金を除く預金若しくは貯金	「残高」と記入する。	残高			
⑥ 金銭信託	すべての金銭信託	「金銭信託」と記入する。	信託している金銭の額	設定年月日		
⑦ 有価証券	金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券	種類(国債・株式等)	取得の金額	取得年月日	銘柄及び数量(何年何月発行10年国債(額面100万円)等)	
⑧ 出資による権利	すべての出資による権利	出資先	出資先ごとの金額	出資年月日		
⑨ 貸付金	貸付先ごとの残高が100万円を超えるもの	貸付先	貸付先ごとの残高			
⑩ 敷金	支払われた金額が100万円を超えるもの	支払先	敷金の額	支払年月日		

資産の項目	収支報告書に記載すべき範囲	収支報告書に記載すべき事項				記載の場所
		摘要	金額	年月日	備考	
⑪ 施設の利用に関する権利	取得の価格が100万円を超えるもの	種類(ゴルフ場会員権等)	取得の価格	取得年月日	対象となる施設の名称(甲カントリークラブ等)	様式その17及び様式その18
⑫ 借入金	借入先ごとの残高が100万円を超えるもの	借入先(甲銀行(乙支店)等)	借入先ごとの残高			

- ※ ①～④、⑦及び⑪の資産で、当該政治団体が政治団体となった日以前に取得したものについては、
- ア その取得価格が明らかでない場合には、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積もった金額を「金額」欄に記載し、その金額が見積額であることを「備考」欄に付記すること。
- イ 取得の価格及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日を「年月日」欄に、その日における時価に見積もった金額を「金額」欄に記載し、その年月日が政治団体となった日である旨及びその金額が見積額であることを「備考」欄に付記すること。
- ウ 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。(⑧及び⑩についても同様とする。)
- ※ ⑧及び⑩の資産で、当該政治団体が政治団体となった日以前に取得したものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。
- ※ ①～④、⑦及び⑪の資産で、当該政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて、
- ア その取得価格が明らかでない場合には、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積もった金額を「金額」欄に記載し、その金額が見積額であることを「備考」欄に付記すること。
- イ 取得の価格及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積もった金額を「金額」欄に記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額であることを「備考」欄に付記すること。
- ウ 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。
- ※ ⑧及び⑩の資産で、当該政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。
- ※ 平成19年8月6日前から引き続き所有している不動産(又は平成19年8月6日前にされた不動産の取得に係る契約又は遺贈に基づいて平成19年8月6日以後に取得した不動産)がある資金管理団体は、その不動産の利用の現況を報告すること(様式その19)。
- ※ 資金管理団体は、平成19年8月6日以後、不動産等を取得又は保有することができません。

## 8 政治資金と税金の関係

政党をはじめとする政治団体や政治家は、広く国民、政治団体等から政治資金を受け、また自ら機関紙等の発行やパーティー事業等を実施し、これらの収入によって各種の政治活動を展開している。これらの収入に対する課税関係及び政治資金に対する税制上の措置は次のとおりであるが、それぞれの詳細については、最寄りの税務署に問い合わせること。

### (1) 政治団体に対する課税関係

政治団体が受けた政治活動に関する寄附及び政治団体が行っている政治活動に関する事業による収入については、原則として非課税とされている。

### (2) 政治家個人に対する課税関係

政治活動に関して受けた政治資金については雑所得となり、政治資金に係る雑所得の計算では、政治資金に係る収入から政治活動に関して支出された経費を控除し、残余がある場合にそれが課税の対象になる。

ただし、選挙運動に関して受けた収入で、公選法 189 条の規定により報告がなされているものは課税されない。

### (3) 法人の政治献金に係る税制上の措置

法人が政党や政治資金団体に対し、その政治活動に関し寄附を行った場合、これは通常の寄附金として取り扱われ、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となる。したがって、法人が行う政治献金については、税制上、特段の優遇措置はとられていない。

### (4) 個人の政治献金に係る課税上の優遇措置

(政治資金規正法 32 条の 4、租税特別措置法 41 条の 18)

政治資金は、個人献金と党費により賄われることが本来の姿であるので、その実現のための誘導措置として個人献金のうち一定の要件に該当するものを所得税法上の特定寄附金とみなし、所得控除をしようとするものである。

#### ア 要件

(ア) 個人が次に掲げる者に対してする寄附が特定寄附金の対象となる。

- a 政党、政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党から総務大臣に届出がされているもの。）
- b 国会議員（政治団体設立届出時に「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出しておくことが必要。）、県知事、県議会議員、指定都市の市長、指定都市の議員の職にある者、又はなろうとする者<sup>(注)</sup>の推薦、支持を本来の目的とする政治団体（政治団体設立届出時に「被推薦書」を提出しておくことが必要。）

〔(注) なお、現職でない者の推薦、支持を本来の目的とする政治団体にあつては、実際に選挙に立候補した年とその前年中にされた寄附に限り、特定寄附金の対象となる。〕

- c 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする政治団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体を含む。）で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの
- d 国会議員、県知事、県議会議員、指定都市の市長、指定都市の議員の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する寄附

(イ) 上記の要件に該当するものであっても規正法の規定に違反するもの及び寄附者に特別の利益が及ぶと認められたものは、特定寄附金の対象とならない。

どのようなケースがこれに該当するかは、個々具体の事例について税務署が判断することとなるが、一例として、特定の公職の候補者の推薦、支持を本来の目的とする政治団体に対して候補者本人が寄附をするような場合は、特定寄附金の対象とならないとされている。

(ウ) 令和8年1月1日以後にされた寄附にあつては、公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの(特定政党支部)に対してする寄附である場合、特定寄附金の対象とならない。

ただし、選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられているものではなく、行政区画を単位として設けられている支部の場合は、「特定政党支部」には該当しない。

## イ 手続き

(ア) 寄附者が寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に、県選管の確認済みの「寄附金控除のための書類」を税務署に提出する必要がある。

この「寄附金控除のための書類」は、上記ア(ア)に該当する公職の候補者又は政治団体が、県選管に収支報告書(選挙運動の収支報告又は政治団体の収支報告)を提出した際に、寄附金控除の対象となる寄附者1名につき1枚、県選管が当該寄附の内容を確認の上、交付するので、寄附金控除を受けようとする寄附者は、収支報告書を提出した公職の候補者及び政治団体からこれを受け取る必要がある。

なお、「寄附金控除のための書類」の様式は県選管で交付するので、収支報告書を提出する公職の候補者又は政治団体において必要な場合には、県選管に申し出て取り寄せ、必要事項(寄附者の氏名、住所、寄附金額、寄附をした年月日等)を記載し(※)、収支報告書の提出の際に併せて提出する。

(イ) 「寄附金控除のための書類」を税務署に提出する時期は、以下のような時期である。

a 確定申告と同時に「寄附金控除のための書類」を提出する → 一般的な方法。

b いったん確定申告し、後から「寄附金控除のための書類」を提出する → 寄附金控除を受ける旨の確定申告をしておけば、「寄附金控除のための書類」の提出が後になってもよい。

c 現職でない者に係る後援団体に対する寄附のうち、立候補の前年分についての特例。

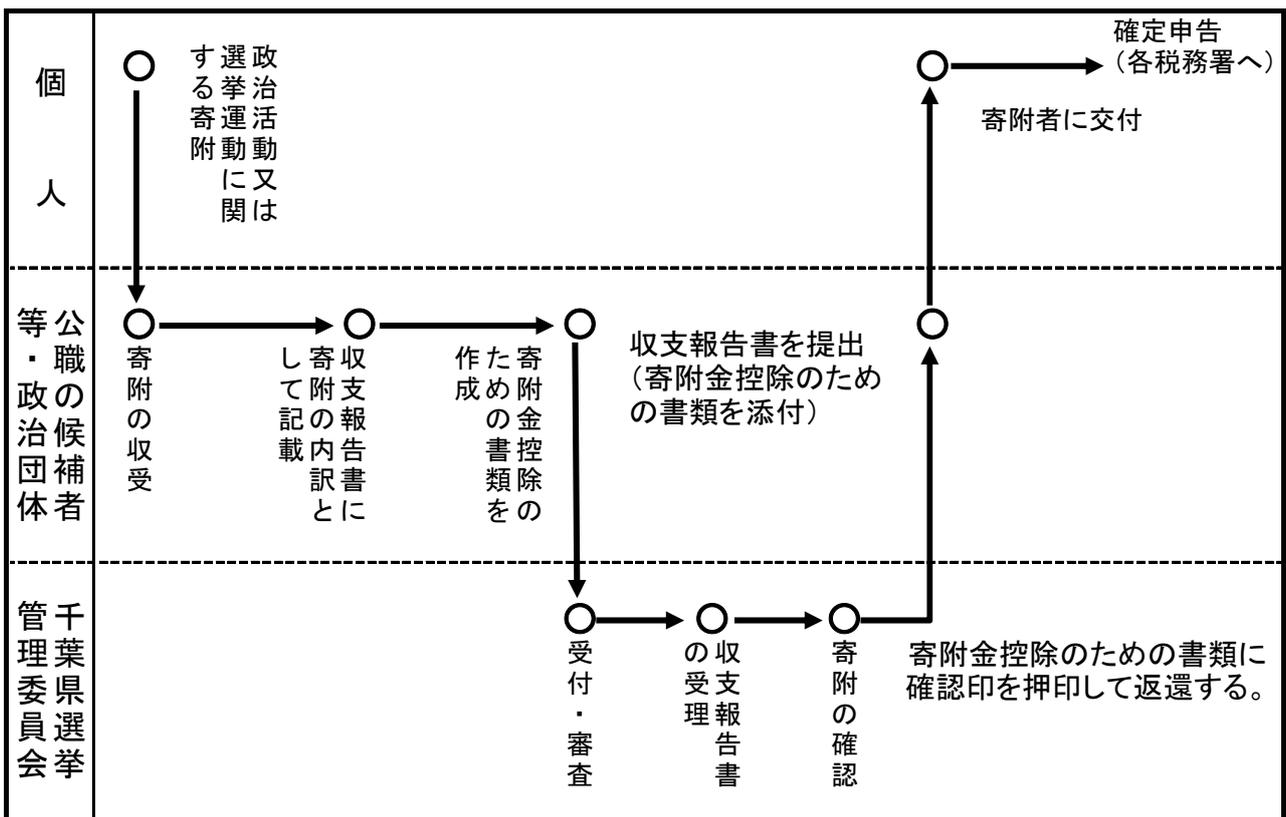
(a) 更正請求による場合 → 要件を充たした時点で「寄附金控除のための書類」の交付を受け、それを添えて「更正請求」をする。なお、「更正請求」のできる期限は、確定申告の期限から1年間に限られている。

(b) 期限後の確定申告による場合 → (a)と同様に「寄附金控除のための書類」の交付を受け、それを添えて確定申告する。期限は確定申告の期限から5年間である。

(ウ) その他、「寄附金控除のための書類」の提出、交付については下記事項に留意すること。

- ・ 確定申告の期限は3月15日であるので、その期限に間に合うように、収支報告書と「寄附金控除のための書類」を県選管に提出すること。
- ・ 収支報告書に「寄附金控除のための書類」を併せて提出する場合、郵送によることなく県選管まで持参して提出しなければならない（「寄附金控除のための書類」は郵送による交付はしない）。
- ・ 「寄附金控除のための書類」の交付を受ける際には、「受領書」を提出する必要があるので、会計責任者の認印を持参すること。
- ・ 収支報告書を県選管を経由して総務大臣に提出する政治団体（全国団体）については、「寄附金控除のための書類」を総務省において確認するため、県選管での収支報告書受付時には、これを交付することができない。

○寄附金控除の流れ



(確認欄)

## 寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

### (寄附をした者)

氏名								
住所								
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	令和 年 月 日							

### (寄附を受けた団体)

名称		
所在地		
団体の区分 (いずれか該当するもの番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18第1項 第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18第1項 第3号又は第4号)
	1	2
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません)	(1)その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2)上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	____ 選挙 令和 年 月 日

### (寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1)公職の候補者の氏名	
	(2)上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	____ 選挙 令和 年 月 日
住所		

### (寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

# 《 記載例 》

(確認欄)

## 寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

県外の場合は都道府県名から記載

### (寄附をした者)

氏名	千葉 二郎							
住所	東京都千代田区〇〇町 2 - 2							
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	5	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日							

### (寄附を受けた団体)

「¥」を記載

寄附が1回の場合には、年月日を記載

名称	甲友会	
所在地	千葉市中央区市場町 1 - 1	
団体の区分 (いずれか該当するもの番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18第1項 第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18第1項 第3号又は第4号)
	1	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません)	(1)その団体が推薦し又は支持する者の氏名	千葉 一郎
	(2)上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	_____選挙 令和 年 月 日

### (寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1)公職の候補者の氏名	
	(2)上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	_____選挙 令和 年 月 日
住所		

### (寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
3・2・1	700,000 円	・ ・	円	・ ・	円
3・10・1	800,000 円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

## 寄附金（税額）控除のための書類受領書

団 体 名	
会 計 責 任 者 氏 名	
寄 附 者 数	
寄 附 金 額	
控 除 書 類 の 枚 数	
確 認 年 月 日 ※	
団 体 受 領 印 （ 会 計 責 任 者 印 ）	
備 考 ※ ※	

● 「寄附者数」、「寄附金額」は、控除書類を提出した分のみを記載してください。

● 金額の前に「¥」を記載してください。（控除書類も同様）

※記載不要です。

※※確認を行わない寄附者氏名及び寄附金額を記載してください。

◀ 記載例 ▶

寄附金（税額）控除のための書類受領書

団 体 名	甲友会
会 計 責 任 者 氏 名	乙野 次郎
寄 附 者 数	1名
寄 附 金 額	¥ 1, 5 0 0, 0 0 0
控 除 書 類 の 枚 数	1枚
確 認 年 月 日 ※	
団 体 受 領 印 （ 会 計 責 任 者 印 ）	
備 考 ※ ※	

● 「寄附者数」、「寄附金額」は、控除書類を提出した分のみを記載してください。

● 金額の前に「¥」を記載してください。（控除書類も同様）

※記載不要です。

※※確認を行わない寄附者氏名及び寄附金額を記載してください。

## 9 収支報告書記載例

国会議員関係政治団体は、令和8年分定期公表からオンラインによる収支報告書の提出が義務化されるため、以降の様式はご利用いただけません。

収支報告書のオンライン提出については、政治資金関係申請・届出オンラインシステム (<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020201>) をご覧ください。

### 【記載上の注意事項】

- 1 数字、文字は楷書ではっきり記載すること。
- 2 記載した様式のみを提出すること。
- 3 本人控えが必要な場合は、受領印を押し返却するため、追加で表紙（その1）のコピーを1部提出すること。（郵送等による提出の場合で本人控えが必要な場合は、必ず表紙のコピー1部と切手を貼った返信用封筒を同封すること。）なお、表紙以外の様式の控えが必要な団体は、提出前に控えをとっておくこと。
- 4 収入・支出とも「0」で、かつ、収支報告書に記載すべき資産を有さない政治団体は、①表紙（その1）、②表（その2）、③表（その17）、④宣誓書（その20）の4様式のみを提出すること。（県選管には上記①～④の様式のみを綴った「ゼロ収支用の収支報告書」もあるので、必要であれば県選管まで申し出ること。）

### 【収支報告書の様式について】

県選管のホームページに Excel 及び PDF 形式の電子データを掲載しているので、ダウンロードして使用することもできる。

(その1)

【注意】記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要

# 収支報告書

(令和〇年分)

【注意】収支報告書の提出日時点での届出状況により記載

(ふりがな) (こうゆうかい)

1 政治団体の名称 甲友会

2 主たる事務所の所在地 千葉市中央区市場町1-1

3 代表者の氏名 千葉 一郎

4 会計責任者の氏名 乙野 次郎

【注意】資金管理団体の指定をしている団体は、有に☑し、以下記載をすること。指定していない団体は、無にのみ☑をすること。  
※毎年12月31日現在の状況で記載

【問合せ先

(担当者) 甲野 友子

(電話) 090-\*\*\*\*-\*\*\*\*

【注意】

記載内容について説明が可能な方の氏名・電話番号を記載

--	--	--	--	--

定	内	郵	資	国	全	領	N
解	後	窓	N	N	N	N	過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
----	----	----	----	----	----

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

資金管理団体の指定の有無	無	有
公職の種類	県議会議員〇〇市選挙区 (候補者等) 千葉 一郎	
公職の候補者の氏名	千葉 一郎	
公職の種類	「無」に☑の場合は記入不要	

(※1) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	政党の支部	<input type="checkbox"/>	政党
	その他の政治団体(後援会等)	<input type="checkbox"/>	政治資金団体
	その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分	<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内 【注意】国会議員関係団体のみ記入すること。

国会議員関係政治団体の区分	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	( 現職 ・ 候補者等 )

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

# 収 支 の 状 況

全団体必要

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

	入 入 総 額 (①+②)	千 百 万	千 百 万	円
(1) 収	① (前年からの繰越額) . . . . .		33,549	000
	② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G) . . . . .		1,121	000
(2) 支	① 総 額 (表(その13-1)の合計額) . . . . .		26,850	000
(3) 翌年への繰越額 ( (1)-(2) ) . . . . .			6,699	000

表の欄はすべて記入すること。↑

	金 額	千 百 万	千 百 万	円
2 収入項目別金額の内訳				
(1) 個人の負担する党費又は会費			300	000
金 額 A				
員 数 . . . . .				150
(2) 寄 附				

「①(前年からの繰越額)」は、前年分の収支報告書の「翌年への繰越額」を記載。※新設団体は0円となる。

「(2)支出総額」は、その13の合計額と一致

	ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	千 百 万	千 百 万	円	備 考
(ア) 個人からの寄附	(ア) 個人からの寄附	6,350,000				内訳を表(その7-1)へ記載すること。
	[うち特定寄附]	2,400,000				
(イ) 法人その他の団体からの寄附	(イ) 法人その他の団体からの寄附	6,500,000				内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	(ウ) 政治団体からの寄附	3,800,000				内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	16,650,000				(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
	[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]	450,000				内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党 党 匿 名 寄 附	イ 政党 党 匿 名 寄 附	0				内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計	合 計 B (ア + イ)	16,650,000				

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。  
 ※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その3-1)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）				
事業の種類	金額			備考
	十億	百万	千円	
機関誌「○○通信」			50,000	
その他催物事業			356,000	
【注意】 ・本様式には、会費等の収入を伴った事業を記載すること（政治資金パーティーを除く）。 ・本様式に記載した収入に対応する支出は、「その13-1」の2政治活動費のうち、 (3)機関紙誌の発行その他の事業費のいずれかの項目に計上すること。				
この頁の小計			406,000	
合計			406,000	

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「○○紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「○○会費」、その他の事業にあつては「その他催物事業」と記載すること。

(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

(その3-2)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (政治資金パーティー)			
政治資金パーティーの名称	金額	開催年月日	開催場所 (所在地及び施設名)
甲パーティー	十億 12,000,000 千円	R○.4.1	○○ホテル 千葉市中央区市場町○-○
乙パーティー	1,500,000	R○.10.1	△△ホテル 千葉市中央区市場町○-○
<p><b>【注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本様式には、政治資金パーティーによる収入についてのみ記載すること。</li> <li>・一のパーティーごとに対価の支払いが20万円を超える購入者がいる場合には、様式(その11-1)～(その11-3)「政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳」にその内容を記載すること。</li> <li>・対価の収入が1,000万円以上の場合、又は1,000万円以上になると見込まれる場合は、特定パーティーに該当するため、(その10)「特定パーティーの対価に係る収入の内訳」も記載すること。</li> <li>・本様式に記載した収入に対応する支出は、「その13-1」の2政治活動費のうち、(3)機関紙誌の発行その他の事業費のうち政治資金パーティー開催事業費に計上すること。</li> </ul>			
この頁の小計			
合計			

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー(特定パーティー)については、本表のほか表(その10)も提出すること。

(2)20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。

また、あつせんによって20万円超の収入(売上)を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあつせんの内容を記載すること。

(3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その4)

(4) 借入金				借入	備考
借	入	先	金額	年月日	
			十億 百万 千 円		
	X銀行(A支店)		800,000	R〇.6.10	
	乙野三朗		400,000	R〇.9.1	
<p><b>【注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借入先ごとに記載すること。</li> <li>・残額が100万円を超える場合は、様式(その17)「1 資産等の状況」に☑をし、(その18)「2 資産等の項目別内訳」に内訳を記載すること。</li> </ul>					
この頁の小計				1,200,000	
合計				1,200,000	

注意(1)年内に借入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。  
 なお、返済金は、支出において表(その13-1)の「(6)その他の経費」に計上されるものであること。  
 また、借入先ごとの残高(従前からのものを含む)が100万円を超える借入金については、表(その17)に「有」と記入されるものであること。  
 (2)借入先は、金融機関にあつては支店名(〇〇銀行〇〇支店)まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。







(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)			寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
	十億	千円				
A株式会社 小計		500,000	千葉県〇〇区〇〇町〇〇番地	A野五郎		
(内訳)		100,000	R〇.2.10			
<p>【注意】</p> <p>・法人その他の団体からの寄附は「政党(支部を含む)」以外受けることはできない</p> <p>・企業や労働組合等からの寄附には、資本金・出資金・組合員の数等に応じて、年間750万円～1億円以内の制限がある。</p>						
B株式会社 小計		450,000	千葉県〇〇区〇〇町〇〇番地	B野六郎		上場・外資 50%超
(内訳)		150,000	R〇.6.30			
		300,000	R〇.12.30			
<p>【注意】</p> <p>この欄は、上記の明細が複数枚にわたる場合は、最後のページにのみ記載すること。</p> <p>外資特例の寄附の場合、備考欄に記載すること。</p>						
この頁の小計		950,000				
その他の寄附		5,550,000				
合計		6,500,000				

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分		政治団体
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
全国A政治連盟 小計	2,500,000		千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	A沢太郎		
(内訳)						
	1,000,000	R〇.1.20				
	1,500,000	R〇.9.20				
B後援会	700,000	R〇.10.20	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	B沢次郎	国会議員関係 政治団体	
C政治経済調査会	250,000	R〇.11.15	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	C沢三郎		
D後援会	100,000	R〇.11.20	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	D田三郎		
<p>【注意】政治団体(政党及び政治資金団体を除く)は、同一の政治団体から年間5千万円を超えて寄附を受けることはできない。</p> <p>【注意】寄附者が国会議員関係政治団体である場合、備考欄にその旨を記載すること。(寄附を受ける者が、国会議員関係政治団体でない場合に限る。)</p>						
<p>この欄は、上記の明細が複数枚にわたる場合は、最後のページにのみ記載すること。</p>						
この頁の小計	3,550,000					
その他の寄附	250,000					
合計	3,800,000					

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。  
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。









(その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称 対価の支払をした者の区分			甲パーティー 法人その他の団体		
対価の支払をした団体の名称	金額 十億 百万 千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考			
C株式会社	1,200,000	R○.2.1	○○市○○町○番○号	C野一夫				
D株式会社	1,100,000	R○.3.1	○○市○○町○番○号	D山二郎				
<p>【注意】</p> <p>一の政治資金パーティーにつき、同一の者から150万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払いを受けることはできない。</p>								
<p>【注意】</p> <p>(その3-2)に記載した政治資金パーティーのうち、パーティーごとに対価の支払いが20万円を超える購入者(法人その他の団体)についてその概要を記載すること。</p>								
この頁の小計	2,300,000							
合計	2,300,000							

注意(1)対価の支払いが20万円超の法人その他の団体(政治団体は別掲)購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして別葉にして記載すること。  
(2)対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合においては、前年以前において收受されたもの  
に係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。



(その12-1) 個人

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあった者によるもの内訳		政治資金パーティーの名称			甲パーティー		
		対価の支払のあった者の区分			個人		
対価の支払のあった者の氏名	金額 十億 百万 千 円	提供年月日	集めた期間	住所	職業	備考	
甲川八郎	1,000,000	R○.3.1	R○.2.1 ~R○.2.26	○○市○○町○番地	会社役員		
<p>【注意】                      (その3-2)に記載した政治資金パーティーのうち、パーティーごとに対価の支払いのあったものについて、                      あっせんをした者(個人)ごとに20万円を超える者についてその概要を記載すること。</p>							
この頁の小計	1,000,000						
合計	1,000,000						

注意 あっせんによって20万円超の収入(売上)を集めた者がいる場合に、パーティーごとに別業にして記載すること。





3. 支出項目別金額の内訳

項目	目	金額			本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出			備考
		十億	百万	千	十億	百万	千	
1	経常	経費						
(1)	人件費	4,416,000						<b>【注意】</b> 資金管理団体及び国会議員関係政治団体は、(その14-1)～(その14-3)「経常経費の内訳」を添付すること(人件費は除く)。
(2)	光熱水費	396,000						
(3)	備品・消耗品費	480,000						
(4)	事務所費	1,550,000						
	<b>小計</b>	<b>6,842,000</b>						
2	政治	活動費						
(1)	組織活動費	3,587,000						
(2)	選挙関係費	3,000,000						
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※	10,602,000						
	<b>ア</b>	<b>280,000</b>						<b>【注意】</b> この支出がある場合には、(その15)を各支出項目別に添付すること。
	<b>イ</b>	<b>4,380,000</b>						
	<b>ウ</b>	<b>5,532,000</b>						
	<b>エ</b>	<b>410,000</b>						
(4)	調査研究費	253,000						
(5)	寄附・交付金	2,000,000						
(6)	その他の経費	566,000						
	<b>小計</b>	<b>20,008,000</b>						うち本部・支部間の交付金合計 1,000,000
	<b>合計</b>	<b>26,850,000</b>						←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体(政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要	必要

※資金管理団体は必要

**【注意】**

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その13-2)

【支出に関する各様式の記載に関する注意事項】

- ・その年にあった支出について下表でその分類に基づき(その13-1)に計上した上で、計上した項目に応じて必要となる様式(その14～15)を作成すること。
- ・本部や支部に対して行った支出がある場合は、「備考欄」にその金額を再掲した上で、別途(その16)を作成すること。

項	目	内 容	項目別区分(小分類)例
1	経常経費	(1)人件費	政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他各種手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
		(2)光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
		(3)備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、事務所用立札・看板、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、事務所用自動車のガソリン等の消耗品の類
		(4)事務所費	事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされるもの
2	政治活動費	(1)組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く)
		(2)選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞、選挙用資金その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費
		(3)機関紙誌の発行その他の事業費	
		ア 機関紙誌の発行事業費	機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費
		イ 宣伝事業費	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く)
		ウ 政治資金パーティー開催事業費	政治資金パーティーの開催に要する経費
		エ その他の事業費	上記ア、イ及びウ以外の諸事業に要する経費
		(4)調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費
		(5)寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に供与した交付金、負担金の類 ※選挙に関して支出される寄附は(2)の選挙関係費に計上
		(6)その他の経費	借入金返済、貸付金等上記(1)～(5)に分類できない政治活動に要する経費や、労務の無償提供のような「金銭以外のものによる寄附相当分」
			*項目別にさらに区分する必要はないが、支出が多い場合、任意に区分を設け、それぞれ別項としても構わない (例) 光熱水費(電気代) 事務所費(家賃) 事務所費(通信費)
			大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費
			公認推薦料、陣中見舞、選挙対策費
			給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料
			遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費(ガソリン・車検等)
			会場借上費、記念品代、講演諸経費
			新年会開催費、講演会開催費、バザー開催費
			研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代
			寄附金、賛助金、支部交付金、負担金
			借入金返済、貸付金





資金管理団体・国会議員関係政治団体内用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費		備考
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額 <small>十億 百万 千 円</small>	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)		
事務所の賃料損料	1,200,000		〇〇不動産(株)	千葉県〇〇区〇〇町〇〇番地		
内訳						
2月分	100,000	〇.1.25				
3月分	100,000	〇.2.25				
4月分	100,000	〇.3.25				
5月分	100,000	〇.4.25				
6月分	100,000	〇.5.25				
7月分	100,000	〇.6.25				
8月分	100,000	〇.7.25				
9月分	100,000	〇.8.25				
10月分	100,000	〇.9.25				
11月分	100,000	〇.10.25				
12月分	100,000	〇.11.25				
1月分	100,000	〇.12.27				
この頁の小計	1,200,000					
その他の支出	350,000					
合計	1,550,000					

【注意】  
様式(その14-1)～(その14-3)は、  
資金管理団体と国会議員関係政治団体のみ  
提出が必要(それ以外の団体は提出不要)。

【注意】  
1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体:1万円以下、  
資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く):5万円未満の支出は、  
一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
(2)①国会議員関係政治団体:1件当たりの金額が1万円超の金額について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体:1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
(3)領収書を徴し難かつたものについては、「領収書を徴し難かつた支出の明細書」を提出すること。  
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書」に係る支出目的書に振込明細書の写しを添付して提出すること。



↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分		該当する項目に☑		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	項目別区分 小分類	備考
	十億	百万	千	円				
支出の目的 ※具体的に記入すること。								
案内状印刷代		250,000			R〇.10.20	〇〇印刷株式会社	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	
資料印刷代		486,300			R〇.10.25	〇〇印刷株式会社	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	
会場借上料		250,000			R〇.11.20	△△会館	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計				986,300				
その他の支出				572,700				
合計				1,559,000				

**【注意】**  
 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体  
 (政党・資金管理団体・後援会等)：5万円未満の支出は、一括してその合計額を  
 「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 (2) ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (3) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
 (4) 領収書を複数冊かつたものについては、「領収書を複数冊かつた支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (6) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳 ※具体的に記入すること。	項目別区分		該当する項目に☑		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入
	十億	百万	千	円					
支出の目的									
役員会会場借上代			130	000	R○.6.20	△△会館	千葉県○○区○○町○○番地		( 行事費 )
役員会食事代			63	000	R○.6.20	レストラン○○	千葉県○○区○○町○○番地		
宿泊料			54	000	R○.6.20	ホテル○○	千葉県○○区○○町○○番地		
この頁の小計				247,000					
その他の支出				591,000					
合計				838,000					

**【注意】**  
 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体:1万円以下、それ以外の政治団体  
 (政党・資金管理団体・後援会等):5万円未満の支出は、一括してその合計額を  
 「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 国会議員関係政治団体:1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 (2) ①以外の政治団体:1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (3) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (6) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	該当する項目に☑		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入
		金額	その他の事業費 □6 □7 □8 □9				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	千円	円		支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)		備考
〇〇祝賀パーティー会費	200,000			〇〇.8.20	〇〇党県本部	千葉県〇〇区〇〇町〇〇番地	
飲食代	55,000			〇〇.12.25	〇〇クラブ	千葉県〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計	255,000						
その他の支出	215,000						
合計	470,000						

**【注意】**  
 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 (2) ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 (3) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金庫機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (6) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入
		千 百 万	千 円	<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input checked="" type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費				
陣中見舞			500,000	円		〇. 9. 30	A山太郎	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	( 陣中見舞 )	
”			500,000			〇. 9. 30	B川二郎	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地		
”			500,000			〇. 9. 30	C野一郎	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地		
”			500,000			〇. 9. 30	D村三朗	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地		
”			500,000			〇. 9. 30	E田司郎	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地		
この頁の小計			2,500,000							
その他の支出			500,000							
合計			3,000,000							

【注意】  
 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体  
 (政党・資金管理団体・後援会等)：5万円未満の支出は、一括してその合計額を  
 「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 (2) ①以外政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (3) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとと別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (6) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。









(その15)

↓該当する項目に必ず記入すること

↓該当する項目に必ず☑をする

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	金額		(該当する項目に☑)		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	項目別区分 小分類	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
		十億	百万	千	円						□1 組織活動費	□2 選挙関係費
講師謝礼				100	000	R0.10.1	野乙郎	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地				
会場借上費				150	000	R0.10.1	△△ホテル	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地				
食事代				350	000	R0.10.1	△△ホテル	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地				
案内状印刷費				200	000	R0.8.1	株〇〇印刷	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地				
案内状発送費				77	500	R0.8.10	〇〇郵便局	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地				
【注意】												
開催したパーティーが複数にわたる場合、合計欄は最後のページとなる												
パーティー開催事業費にのみ記入すること。												
【注意】												
1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体												
(政党・資金管理団体・後援会等)：5万円未満の支出は、一括してその合計額を												
「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。												
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。												
【注意】												
複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、												
最後のページにのみ「合計」を記載すること。												
この頁の小計				877	500							
その他の支出				44	500							
合計				5,532	000							

- 注意 (1) 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
(2) ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
(3) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
(4) 領収書を複数枚かつたものについては、「領収書を複数枚かつたもの」として、「振込明細書」を提出すること。  
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(6) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入
		金額	1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費	6 その他の事業費 7 調査研究費 8 審附・交付金 9 その他の経費				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額 <small>十億 百万 千 円</small>							
案内状印刷費		100,000		R〇.11.1	株〇〇印刷	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	( 講演会開催費 )	
案内状発送費		62,000		R〇.11.5	〇〇郵便局	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地		
講演会会場借上料		100,000		R〇.11.30	〇〇会館	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地		
講師謝礼		100,000		R〇.11.30	G本八郎	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地		
この頁の小計			362,000					
その他の支出			48,000					
合計			410,000					

**【注意】**  
 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 (2) ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (3) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (6) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。





(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	備考
		金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	その他の事業費 ☐6 ☐7 調査研究費 ☑8 審附・交付金 ☐9 その他の経費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	千円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	項目別区分 小分類	備考	
支部交付金	500,000	千円	R○.7.1	甲友会 ○○市支部	千葉市○○区○○町○○番地			
支部交付金	500,000	千円	R○.10.1	甲友会 ○○市支部	千葉市○○区○○町○○番地			
<b>【注意】</b> ・本部又は支部への交付金を記載する。 ・本部又は支部に対して供与した交付金は、すべて(その16)に再掲すること。 ・本部又は他の支部への交付金に係る支出は寄附に該当しないため、交付金としてこの表に記載すること。								
この頁の小計	1,000,000							
その他の支出	0							
合計	1,000,000							

**【注意】**

1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 (2) ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (3) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (6) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。





(その16)

<p>(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳</p>						
支出項目	金額		年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
	十億	千円				
交付金		500,000	R○.7.1	甲友会 ○○市支部	千葉県○○区○○町○○番地	
交付金		500,000	R○.10.1	甲友会 ○○市支部	千葉県○○区○○町○○番地	
<p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本様式の合計額ついて、様式(その13-1)支出総括表の「うち本部・支部間の交付金合計」欄への記載を忘れないようにすること。</li> <li>・様式(その15)の交付金のうち、当該政治団体の本部または他の支部に対する交付金の合計額と一致させること。</li> </ul>						
この頁の小計		1,000,000				
合計		1,000,000				

全団体必要

資 産 等 の 状 況

(その17)

1 資産等の総括表

資産等の有無				備考
資産等の項目別区分	有	無		
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
カ 現金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

・全ての資産等について「無」の場合であつても、「無」欄に☑して、必ず提出すること。  
・「有」欄に☑を付けた資産等については、その内訳を(その18)に記載すること。

全団体必要

注意(1)すべての団体が提出するものであること。  
 (2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかか「☑」を付すこと。  
 (3)「有」欄に☑を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)			備考
		金額	年月日	備	
摘要	金額	千円	年月日	備考	
宣伝用自動車	3,000,000	3,000,000	R○.6.15	1台	
この頁の小計		3,000,000			
合計		3,000,000			

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。  
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。



資産の項目	支報告書に 記載すべき範囲	摘要	金額	年月日	備考
ア 土地	すべての土地	所在	取得の価額	取得年月日	面積
イ 建物	すべての建物	所在	取得の価額	取得年月日	床面積
ウ 建物の所有を目的とする 地上権又は土地の賃借権	建物の所有を目的とするすべての地上権又は土地の賃借権	土地の所在及び種別	取得の価額	取得年月日	面積
エ 不動産	取得の価額が100万円を超えるもの	品目	取得の価額	取得年月日	数量
オ 預金又は貯金	普通預金及び当座預金、普通貯金を除く預金若しくは貯金	「残高」と記入する。	残高		
カ 金銭信託	すべての金銭信託	「金銭信託」と記入する。	信託している金額の額	設定年月日	
資産の項目	支報告書に 記載すべき範囲	摘要	金額	年月日	備考
キ 有価証券	金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券	種類(国債・株式等)	取得の価額	取得年月日	銘柄及び数量(何年何月発行10年国債〔額面100万円〕等)
ク 出資による権利	すべての出資による権利	出資先	出資先ごとの金額	出資年月日	
ケ 貸付金	貸付先ごとの残高が100万円を超えるもの	貸付先	貸付先ごとの残高		
コ 敷金	支払われた金額が100万円を超えるもの	支払先	敷金の額	支払年月日	
サ 施設の利用に 関する権利	取得の価額が100万円を超えるもの	種類(ゴルフ場会員権等)	取得の価額	取得年月日	対象となる施設の名称(甲カントリークラブ等)
シ 借入金	借入先ごとの残高が100万円を超えるもの	借入先(甲銀行〔乙支店〕)等	借入先ごとの残高		



## 振込明細書に係る支出目的書

項目	支出の目的
<p><b>組織活動費</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>会場借上料</b></p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【注意】</b>  振込明細書の写しの余白に支出の目的が記載されている場合は、この様式の提出は不要。  支出の目的が記載されていない場合は、この様式に支出の目的と政治団体名を記載し、振込明細書と併せて提出すること。</p> </div>

### 政治団体の名称 **甲友会**

(備考)

- 1 「項目」欄には、表（その13-2）にある「項目」を記載すること。
- 2 「摘要」欄には、表（その14-1）～（14-3）及び（その15）にある「支出の目的」を記載すること。
- 3 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限り）と併せて提出すること。

(その20)

**【注意】**

添付した書類には、をつけること。

誓

書

全団体必要

添付書類 (別添)

**【注意】**

政党本部のみをつけること。

領収書等の写し

監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)

政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

確認書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※令和8年以降の収支報告書から添付すること。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

**【注意】国会議員関係政治団体のみすること。**

**※確認書は令和8年分収支報告書から添付すること**

(解散時は確認書は不要)

**【注意】**

会計責任者は必ず署名又は記名押印すること。

※会計責任者印の押印省略を希望する場合には、別途、書類等が必要であるため、県選管へ連絡すること。

**【注意】代表者については、解散届の提出時に添付された収支報告書にのみ署名・押印すること。通常は記入しない!**

**【注意】**

会計責任者が収支報告書、会計帳簿の内容等を確認した日付を記載すること。

**※必ず会計年の翌年1月以降の日付を**

令和〇年2月10日

甲友会

政治団体の名称

会計責任者の氏名

乙野 次郎

(代表者の氏名)

(印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

<参考資料>

政治資金規正法による寄附の制限

1. 寄附の質的制限

寄附してはならない者	禁止される期間	禁 止 の 内 容	備 考
① 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人 22の3①	補給金等の交付決定の通知を受けた日から1年間	政治活動（選挙運動を含む。以下同じ）に関する寄附	○ 寄附の勧誘、要求の禁止 ○ 違法寄附を知りながらの受領禁止 (22の3⑤⑥)
② 国から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人 22の3②	資本金等を受けている期間		
③ 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人 22の3④	補給金等の交付決定の通知を受けた日から1年間	当該地方公共団体の議会の議員、長の選挙の候補者等、これらの者の資金管理団体及びその後援団体又はこれらの候補者等を公認、推せん、支持する政治団体への政治活動に関する寄附	同 上
④ 地方公共団体から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人 22の3④	資本金等を受けている期間		
⑤ 三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社 22の4	その欠損がうめられるまでの間	政治活動に関する寄附 <b>例外</b> 匿名寄附のうち街頭又は一般に公開されている演説会若しくは集会の会場において受ける政党又は政治資金団体に対する寄附で、その金額が千円以下のもの	○ 違法寄附を知りながらの受領禁止
⑥ 外国人及び外国法人、主たる構成員が外国人である団体（※） 22の5	時期を問わず		○ 寄附の受領禁
⑦ 何人も、偽名又は匿名で 22の6			同 上

（※）主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されているものを除く。

2. 寄附の量的制限（別表参照）

寄 附 者	受 領 者	個 別 制 限 (同一の者への寄附限度額)	総 枠 制 限 (総金額の限度額)	総枠制限の内容			備 考
				種 別	規 模	金 額	
個 人	政党・政治資金団体	制限なし	2,000万円		(固定額)		*
	資金管理団体	150万円※1	1,000万円				
	公職の候補者	150万円※2					
	その他の政治団体（後援団体等）	150万円					
会 社	政党・政治資金団体	制限なし	750万円～1億円	資本金	10億円未満 10億円以上～50億円未満 50億円以上～100億円未満 100億円以上、資本金に応じて増加	750万円 1,500万円 3,000万円 1億円で頭打ち	*
	資金管理団体	寄附することはできない					
	公職の候補者						
	その他の政治団体（後援団体等）						

寄附者	受領者	個別制限 (同一の者への 寄附限度額)	総枠制限 (総金額 の限度額)	総枠制限の内容			備考
				種別	規模	金額	
労働組合 職員団体	政党・政治資金団体	制限なし	750万円～ 1億円	構成員	5万人未満 5万人以上10万人未満 10万人以上15万人未満 15万人以上、構成員に 応じて増加	750万円 1,500万円 3,000万円 1億円で 頭打ち	*
	資金管理団体	寄附することはできない					
	公職の候補者						
	その他の政治団体 (後援団体等)						
その他の団体 (政治団体を 除く)	政党・政治資金団体	制限なし	750万円～ 1億円	前年の 年間 経費	2千万円未満 2千万円以上6千万円未満 6千万円以上8千万円未満 8千万円以上、年間経費に 応じて増加	750万円 1,500万円 3,000万円 1億円で 頭打ち	*
	資金管理団体	寄附することはできない					
	公職の候補者						
	その他の政治団体 (後援団体等)						
政党 政治資金団体 個人の遺贈	政党・政治資金団体	制限なし	制限なし				*
	資金管理団体	制限なし※3					
	公職の候補者						
	その他の政治団体 (後援団体等)						
資金管理団体 その他の 政治団体	政党・政治資金団体	制限なし	制限なし				*
	資金管理団体	5千万円					
	公職の候補者	制限なし※3					
	その他の政治団体 (後援団体等)	5千万円					

上表の例外

※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部を当該資金管理団体に寄附するとき(特定寄附)は、寄附の量的制限のうち、個別制限及び総枠制限のいずれの適用もありません。資金管理団体の届出をした公職の候補者が、当該資金管理団体に対してする寄附については、総枠制限1,000万円の適用はありますが、個別制限の適用はありません。

※2 選挙運動に関するものを除き、金銭及び有価証券による寄附(以下「金銭等」という。)は禁止されます。

※3 政党を除く政治団体がする寄附については、選挙運動に関するものを除き、金銭等による寄附は禁止されます。

\* 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体がする寄附は、原則として、口座振込・振替によらなければなりません。

### 《表の見方》

例えば、個人を例にとりますと、ある個人が1年間に寄附できる寄附の総枠制限は、すべての政党・政治資金団体に対してされる寄附を合計して2,000万円以内、すべての公職の候補者にされる寄附及び政党・政治資金団体以外のすべての政治団体に対してされる寄附を合計して1,000万円以内となります。

また、個々の寄附は、それぞれ異なる公職の候補者及びそれぞれ異なる政党・政治資金団体以外のすべての政治団体に対して寄附の個別制限の範囲内で、150万円以内の寄附ができますが、寄附の総枠の制限により、すべての公職の候補者に対する寄附の合計額と政党・政治資金団体以外のすべての政治団体に対する寄附の合計額が1,000万円以内でなければいけません。

一方、政党・政治資金団体に対する寄附は、個別制限の適用はありませんが、その合計額は、寄附の総枠の制限により2,000万円以内でなければいけません。

## 政党その他の政治団体への寄附について

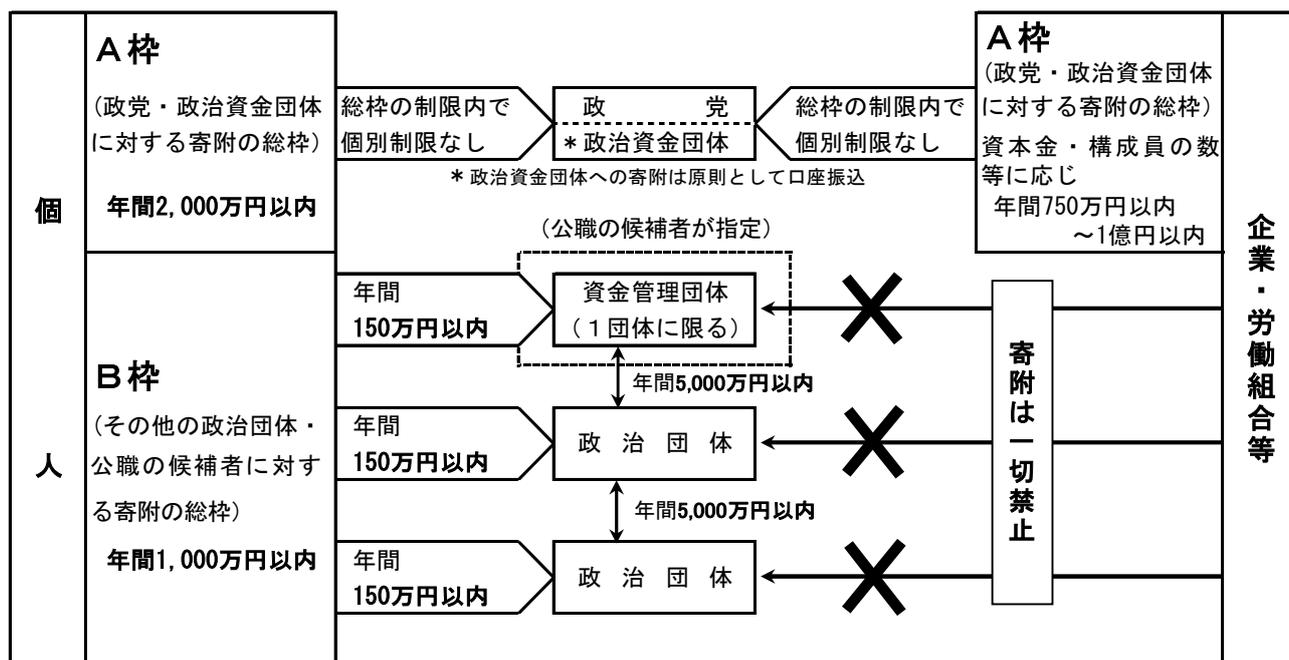
個人及び会社、労働組合又は職員団体、その他の団体（以下企業・労働組合等という）は各年中においてそれぞれ下図に掲げる額を超えて、政党、政治資金団体、資金管理団体及びその他の政治団体に対して寄附をすることができません。

※「政党」とは、次のいずれかに当てはまる政治団体をいいます。

- ① 国会議員を5人以上有するもの
- ② 前回の衆議院議員総選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上であるもの

※「政治資金団体」とは、政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党の指定を受け総務大臣にその旨の届出がされているものをいいます。1政党につき1団体に限られます。

※「資金管理団体」とは、公職の候補者がその者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として、その者が代表者である政治団体のうちから指定した団体（1団体に限る。）をいいます。なお、資金管理団体の指定については、その活動区域に応じて都道府県選挙管理委員会又は総務大臣に届け出ることとされています。



※ 個人は、政党・政治資金団体に対しては、総枠制限（A枠）の範囲内で寄附をすることができます。また、その他の政治団体に対しては、総枠制限（B枠）の範囲内で1団体に対し年間150万円以内（個別制限）において、寄附をすることができます。

※ 企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限（A枠）の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては寄附は一切禁止されます。

※ 政治団体（政党・政治資金団体を除く）は、他の政治団体（政党・政治資金団体を除く）に対して、年間合計5千万円を超えて寄附することはできません。

政治団体（政党・政治資金団体を除く）から政党・政治資金団体に対してする寄附又は政党・政治資金団体から他の政治団体に対してする寄附は、制限されません。

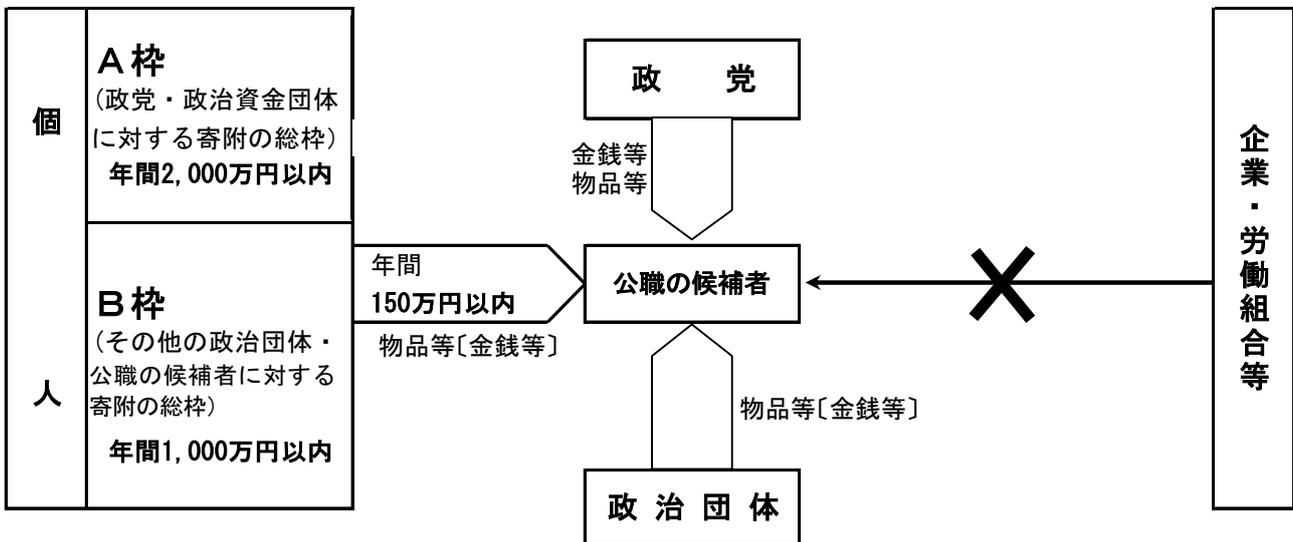
※ 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附は、千円以下の寄附又は不動産による寄附を除き、口座振込・振替により行わなければなりません。

【前頁の図の例外】

- ※ 資金管理団体の届出をした公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に取り扱わせるために当該資金管理団体にする寄附（特定寄附）については、前頁の図の総枠制限（B枠）及び年間150万円以内（個別制限）の適用はありません。
- ※ 資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附については、前頁の図の総枠制限（B枠）の適用はありますが、年間150万円以内（個別制限）の適用はありません。
- ※ 遺贈による寄附については、前頁の図の総枠制限（B枠）及び年間150万円以内（個別制限）の適用はありません。

公職の候補者への寄附について

個人、政党、その他の政治団体は、各年中においてそれぞれ下図に掲げる額を超えて、公職の候補者に対して寄附をすることができません。



- ※ 「金銭等」とは、選挙運動に関するものを除き金銭及び有価証券による寄附は禁止されます。
- ※ 上図の総枠制限（B枠）については、その他の政治団体への寄附との合算により、適用されます。

<参考>

政治資金規正法第21条の2

- 第1項 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。
- 第2項 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

## 政治団体（政党支部及びその他の政治団体）の届出書類等一覧

届出項目	団体区分	必要書類							書類作成に必要な印 (書類の訂正を含む。)		
		設立届 (異動・ 解散届)	規約	国会議員関 係政治団体 に該当する 旨の通知	被推薦書	支部 証明書	政党の 状況に 関する届	資金管理 団体指定 (異動・ 取消)届 ・宣誓書	代表者 の印	会計 責任者 の印	政党本部 の代表者 の印
設立	政党支部	○	○			○	○		○		○
	その他の 政治団体	○	○	注1	注2			注3	○		
異動	政党支部	○	注4			注7	注8	注4	○		注7
	その他の 政治団体	○	注4	注5	注6			注9	○		
解散	政党支部	○							○	○	
	その他の 政治団体	○						注10	○	○	

注1 国会議員を被後援者とする場合、原則として必要。

注2 都道府県議会議員・知事、政令指定都市の議員及び政令指定都市の市長（現職・候補者）を被後援者とする場合、原則として必要。

注3 資金管理団体の指定をする場合のみ必要。

注4 規約内容に変更がある場合（会の名称変更等）必要。

注5 国会議員関係政治団体に該当することとなった場合、該当しなくなった場合（該当しなくなった旨の通知）必要。

注6 都道府県議会議員・知事、政令指定都市の議員及び政令指定都市の市長（現職・候補者）を被後援者とする事となった場合、原則として必要。

注7 団体の名称、事務所所在地、活動地域についての異動の場合は必要。

注8 政党の状況に関する届の内容に変更がある場合（政党本部の名称・主たる事務所の所在地・主たる活動区域等）必要。

注9 公職の種類、団体の名称、事務所所在地、代表者氏名（改姓・名）についての異動の場合は必要。

注10 資金管理団体の指定をしている場合は必要。（指定の取消を行う場合も必要）

千葉県

選挙管理委員会

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 Tel 043-223-2142